



刈谷市一般廃棄物処理基本計画（案）

～ 刈谷市食品ロス削減推進計画 ～



2024年度～2035年度

目次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨と目的	1
第2節 計画の位置づけと計画期間	3
第3節 計画対象廃棄物	4
第4節 広域的取組の推進	5

第2章 刈谷市の地域特性

第1節 社会環境	6
第2節 上位計画	9

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の流れ	13
第2節 ごみ処理体制	15
第3節 ごみ排出量	19
第4節 資源化、最終処分	21
第5節 ごみの性状	23
第6節 ごみ処理経費及び廃棄物行政	25
第7節 ごみの減量化及び資源化の取組	27
第8節 ごみ処理評価	30
第9節 ごみ処理の新たな動向	37
第10節 ごみ処理の課題	39

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 人口及びごみ排出量の見込み	41
第2節 基本理念及び基本方針	44
第3節 数値目標	46
第4節 目標達成に向けた施策	52
基本方針1 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進	53
基本方針2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進	57
基本方針3 安全で安定した適正処理体制の推進	60
第5節 食品ロス削減推進計画	63
第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項	71

第5章	生活排水処理の現況	
第1節	生活排水処理のフロー	72
第2節	生活排水処理体制	74
第3節	生活排水処理の実績	76
第4節	生活排水に関する課題	81
第6章	生活排水処理計画	
第1節	生活排水処理の目標	82
第2節	生活排水処理施設の整備	84
第3節	し尿及び浄化槽汚泥の処理	85
第4節	生活排水処理対策の普及・啓発	86

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨と目的

産業革命以降、人の活動の多様化に伴い、天然資源の枯渇危機や地球温暖化の進行など、人類の生存基盤に深く関わる地球規模での環境問題が生じています。こうした状況の中で、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて、SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が、また、平成27年（2015年）12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。

我が国では、平成30年（2018年）4月「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。その中で地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進しています。また、平成30年（2018年）6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環計画」という。）が閣議決定され、持続可能な社会づくりと総合的な取組に関する将来像が定められています。

刈谷市（以下「本市」という。）では、循環型社会の実現に向けて、平成29年度（2017年度）に、計画期間を15年とした「刈谷市一般廃棄物処理基本計画 2009～2023年度」（以下「前計画」という。）を改定し、各種施策に取り組んでいますが、令和5年度に計画目標年度を迎えることから、国内外の情勢を踏まえた上で、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））や循環型都市に向けた適正処理を推進することにより、ごみや生活排水を安心安全かつ安定的に処理するための総合的かつ長期的な視点に立った新たな「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

【持続可能な開発目標 SDGs】

- SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- SDGs は 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



このうち、本計画と関連性が高い分野について、以下に示します。



【パリ協定】長期戦略

パリ協定とは、平成 27 年 (2015 年) の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択され、平成 28 年 (2016 年) に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、約束 (削減目標) を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5 年毎に提出・更新し、従来より前進を示す。
長期戦略	全ての国が長期の低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべき。(COP21 決定で、2020 年までの提出を招請)
グローバル・ストックテイク (世界全体での棚卸ろし)	5 年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

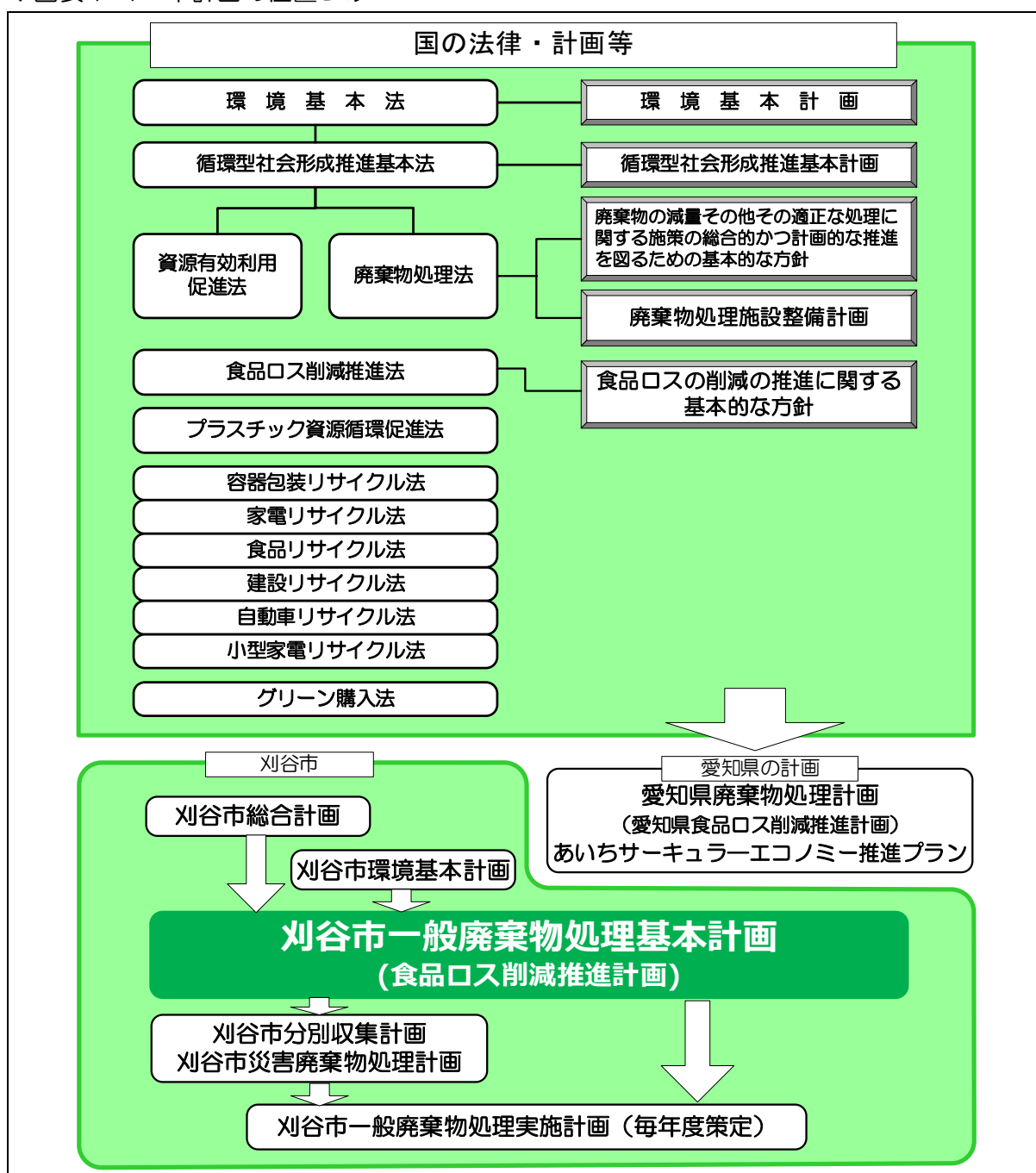
出典：環境省

第2節 計画の位置づけと計画期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている計画で、国の法律・計画、愛知県の計画及び本市の「第8次刈谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）と整合を図ります。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項の規定に基づき、「食品ロス削減推進計画」と位置づけます。

計画期間は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を目標年度とする12か年とします。なお、社会情勢や進捗状況に応じ、計画の中間年を目途に見直しを図ることとします。

◆図表1-1 本計画の位置づけ

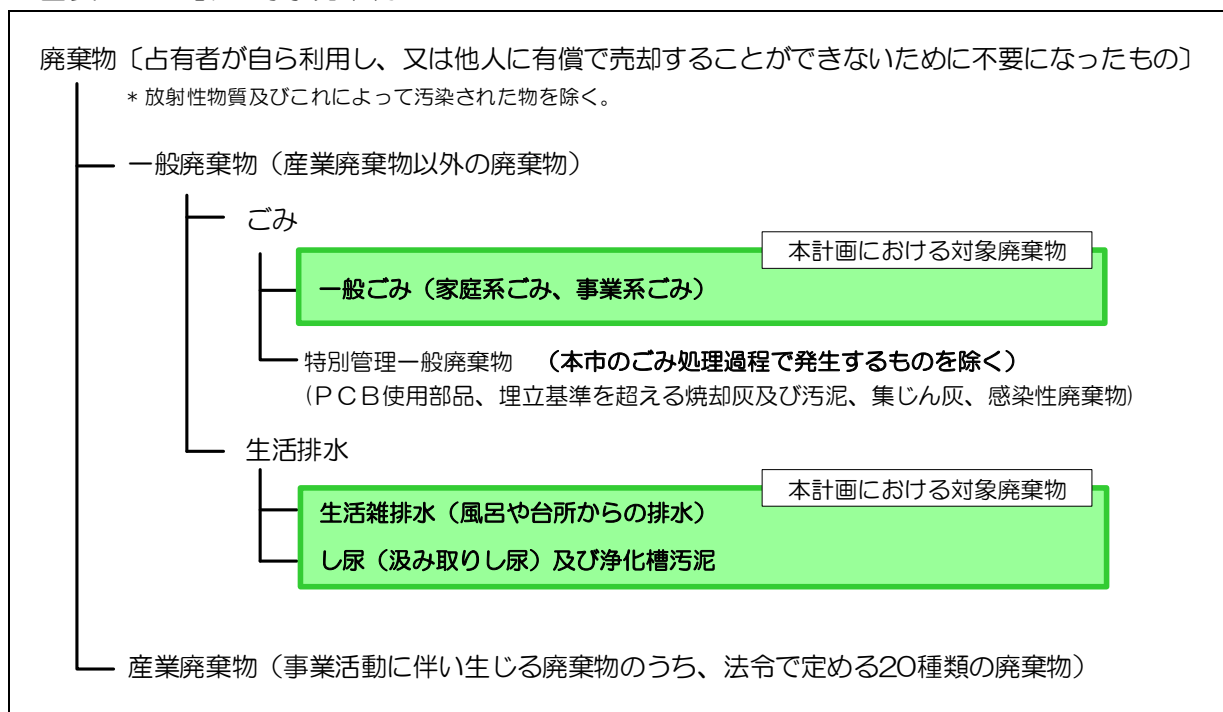


※法律名は略称

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-2 に示すとおり一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。
 なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-3 に示すとおりとします。

◆図表 1-2 計画対象廃棄物



◆図表 1-3 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 対 象 廃 棄 物	以下に示す品目については、販売店引き取りか、本市の処理施設または指定引取場所へ直接搬入となる。 エアコン、ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 など
パ ソ コ ン	資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化が行われる。
適正処理困難物	以下に示す品目については、販売業者や専門の処理業者などの引き取りとなる。 消化器、ガスボンベ、耐火金庫、車・オートバイ関係（タイヤ、ホイール、エンジンオイル、バッテリー、その他部品）、浴槽、ピアノ、仏壇、農機具、エンジン式草刈り機、温水器、薬品、注射器・注射針 など

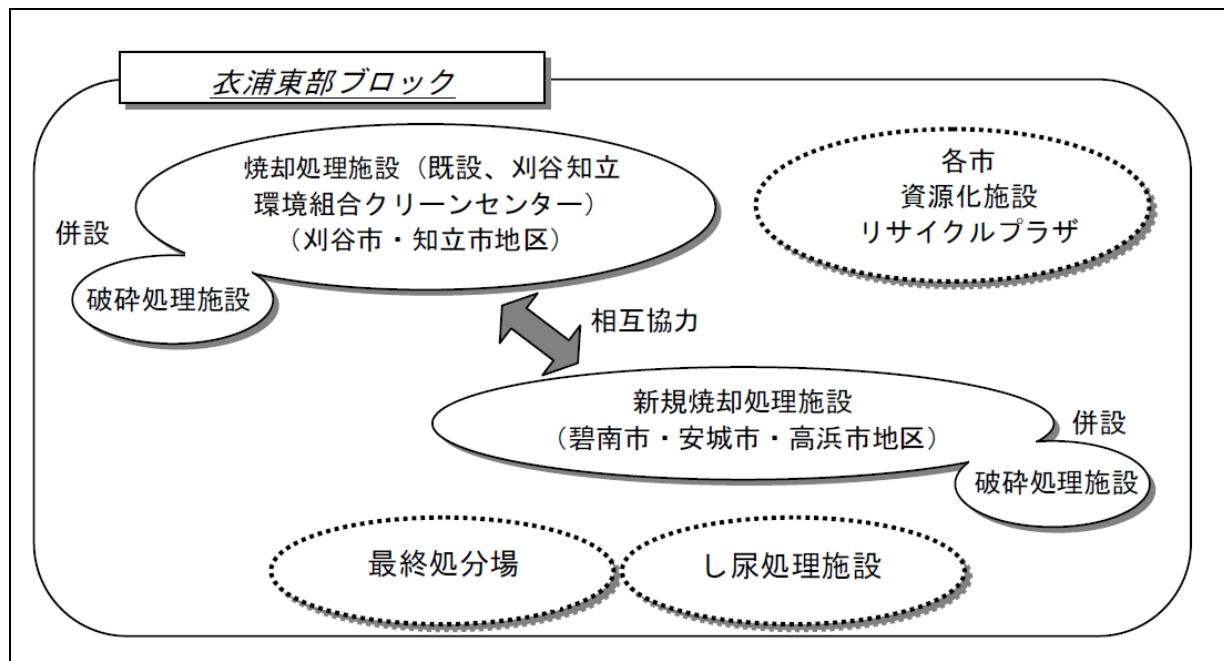
適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、製造・販売事業者による回収・引き取りを推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、本市と知立市との2市で構成する刈谷知立環境組合のクリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）で処理できないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。

第4節 広域的取組の推進

本市では、ごみの中間処理（可燃ごみの焼却処理、粗大ごみの破碎処理）をクリーンセンターで行っています。

なお、図表 1-4 のとおり愛知県衣浦東部広域行政圏協議会による「衣浦東部ごみ処理広域化計画（令和元年度（2019 年度）～令和 20 年度（2038 年度）」（平成 31 年（2019 年）3 月、愛知県衣浦東部広域行政圏協議会）では、本市を含む衣浦東部ブロックにおいて、2 地区に分ける広域化を検討するとされていますが、本市は現状と同様に、クリーンセンターでごみの中間処理を継続していくこととなっています。

◆図表 1-4 広域化の基本方向



出典：愛知県衣浦東部広域行政圏協議会

「衣浦東部ごみ処理広域化計画（2019 年度～2038 年度）」（平成 31 年（2019 年）3 月）

第2章 刈谷市の地域特性

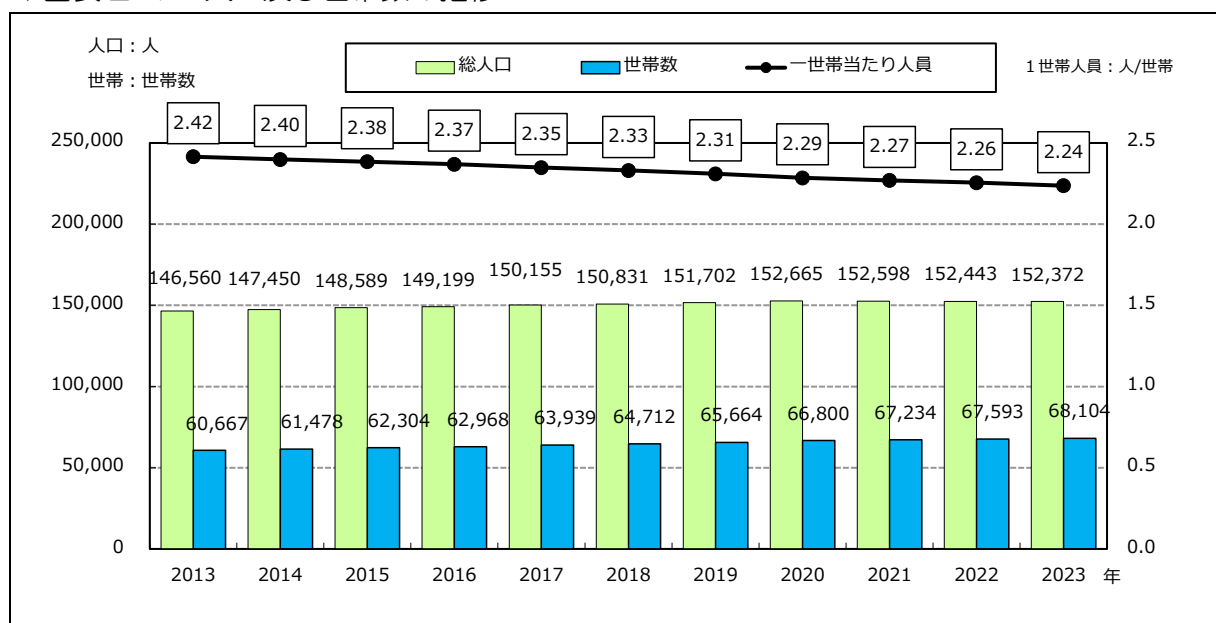
第1節 社会環境

1. 人口動態

本市の10年間の人口推移は、令和3年（2021年）以降若干減少がみられますが、平成25年（2013年）からの令和2年（2020年）までの人口は毎年増加しています。

世帯数は平成25年（2013年）から令和5年（2023年）まで毎年増加しています。1世帯当たりの人員は2.42人から2.24人に減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

◆図表2-1 人口及び世帯数の推移

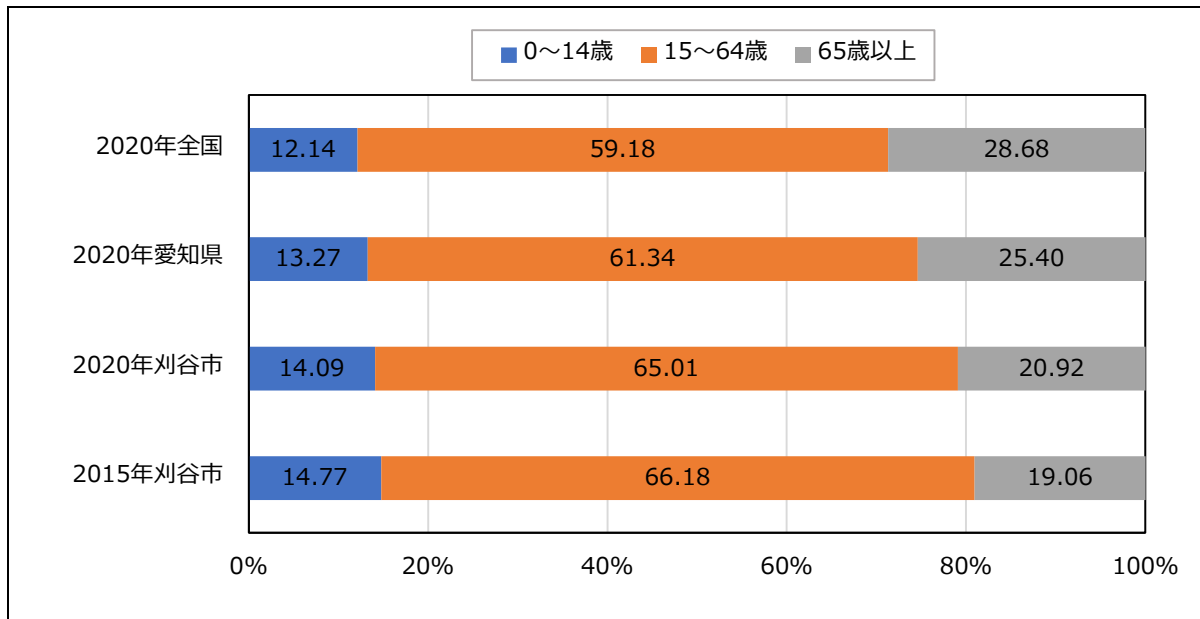


資料：市広報広聴課「令和3年版 刈谷の統計」（各年1月1日）

本市の年齢区分別の人口割合は、全国及び愛知県と比較して、0～14歳の年少人口の割合、15～64歳の生産年齢人口の割合が高くなっています。

平成27年（2015年）と比較すると、65歳以上の高齢者人口の割合が若干高くなっています。

◆図表 2-2 国、県等との年齢別人口割合比較



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

2. 産業

本市における産業大分類別事業所数は、平成 28 年（2016 年）と令和 3 年（2021 年）を比べると事業所数は 151 事業所減少し、従業者数は 15,283 人増加しています。

業種別の内訳をみると、“医療、福祉”の事業所数の増加数が 55 事業所と最も多く、その一方で“卸売業、小売業”は 127 事業所減少しています。

従業員数は“製造業”への従事者が 8,918 人増加している一方“宿泊業、飲食サービス業”は 891 人減少しておりコロナ禍の影響を受けていると思われます。

◆図表 2-3 産業大分類事業所数及び従業員数の推移

業種大分類	年	事業所数（事業所）		従業員者数（人）	
		2016	2021	2016	2021
第 1 次産業		6	8	81	78
農業、林業、漁業		6	8	81	78
第 2 次産業		1,069	1,000	50,950	59,855
建設業		398	401	3,895	3,882
製造業		671	599	47,055	55,973
第 3 次産業		4,250	4,166	63,803	70,184
電気・ガス・熱供給・水道業		7	10	445	427
情報通信業		63	65	4,386	4,150
運輸業、郵便業		82	93	2,993	3,337
卸売業、小売業		1,267	1,140	18,879	19,723
金融業、保険業		86	89	1,561	1,645
不動産業、物品賃貸業		357	353	1,538	1,582
学術研究、専門・技術サービス業		205	227	2,246	3,226
宿泊業、飲食サービス業		777	706	7,643	6,752
生活関連サービス業、娯楽業		468	420	2,526	2,349
教育、学習支援業		215	239	1,965	4,179
医療、福祉		364	419	7,021	8,319
複合サービス事業		18	18	181	169
サービス業（他に分類されないもの）		341	387	12,419	14,326
合計		5,325	5,174	114,834	130,117

資料：総務省統計局「平成 28 年経済センサスー活動調査」,「令和 3 年経済センサスー活動調査」

第2節 上位計画

1. 国の計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画

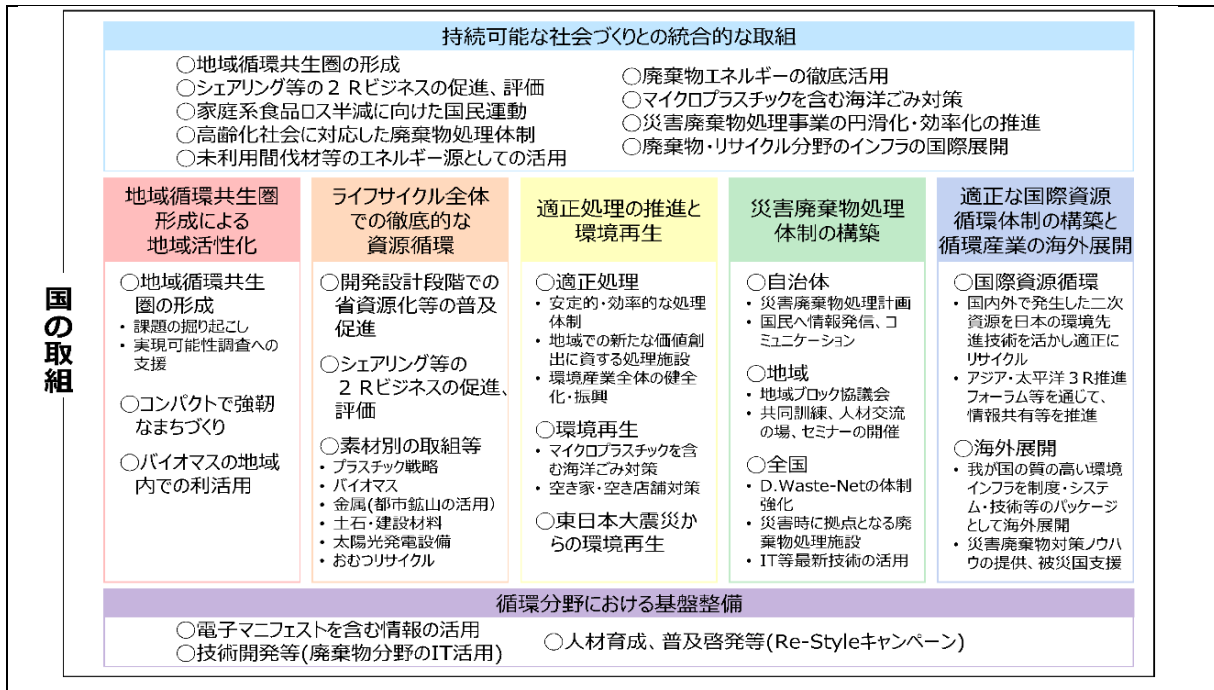
我が国においては循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）に基づき、平成30年（2018年）6月に「第四次循環計画」を閣議決定しており、環境の側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として以下に示す方針を掲げ、その実現に向けて概ね令和7年（2025年）までに国が講ずべき施策を示しています。

◆図表 2-4 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要 1

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																													
持続可能な社会づくりとの統合的な取組 ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上																													
将来像	地域循環共生圏形成による地域活性化 ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」	適正処理の推進と環境再生 ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生	災害廃棄物処理体制の構築 ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開 ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界																								
	循環分野における基盤整備 ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会																												
目標値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #17a2b8; color: white;">2000年度</th> <th style="background-color: #17a2b8; color: white;">2015年度</th> <th style="background-color: #17a2b8; color: white;">2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">（+102%）</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">（+8ポイント）</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">（+11ポイント）</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">（▲77%）（ ）内は2000年度比</td> </tr> </tbody> </table>					2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49	（+102%）	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	（+8ポイント）	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	（+11ポイント）	最終処分量（百万トン）	57	14	13	（▲77%）（ ）内は2000年度比
		2000年度	2015年度	2025年度目標																									
	資源生産性（万円/トン）	24	38	49	（+102%）																								
	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	（+8ポイント）																								
	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	（+11ポイント）																								
最終処分量（百万トン）	57	14	13	（▲77%）（ ）内は2000年度比																									

資料：環境省

◆図表 2-5 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要 2



資料：環境省

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法に基づき、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

当該計画は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に多面的な価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。

また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実しています。

◆図表 2-6 一般廃棄物に係る目標及び指標

【基本的理念】 <ul style="list-style-type: none"> ◇基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 ◇災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 ◇脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
【一般廃棄物に係る目標及び指標】 <ul style="list-style-type: none"> ◇排出抑制、適正な循環的利用の推進、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：20% → 28% ・最終処分場の残余年数：令和2年度(2020年度)の水準(22年分)を維持 ◇焼却時に高効率な発電を実施し、燃料化を組み合わせた廃棄物エネルギーの効率的回収 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20% → 22% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：41% → 46% ◇し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：58% → 76%以上 ・先進的省工ネ型浄化槽導入基数： <ul style="list-style-type: none"> 家庭用33万基、中・大型9千基 → 家庭用75万基、中・大型27千基

資料：環境省

2. 愛知県の計画

(1) 愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022～2026 年度)

愛知県(以下「県」という。)は、廃棄物処理法に基づき、愛知県廃棄物処理計画(以下「県計画」という。)を定め、循環型社会の形成に向けて、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興などに関する基本的な方向を定め、また食品ロス削減推進法において、都道府県が定めるべきものとされる「愛知県食品ロス削減推進計画」(以下「県食ロス計画」という。)を含めた計画を令和3年度(2021年度)に策定しました。

◆図表 2-7 愛知県廃棄物処理計画の概要

【計 画 名】愛知県廃棄物処理計画				
【計画期間】令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)				
<ul style="list-style-type: none"> ・施策1 3Rの推進 ・施策2 適正処理と監視指導の徹底 ・施策3 廃棄物処理施設の整備の促進 ・施策4 非常災害時等における処理体制の構築 ・施策5 循環ビジネスの振興 ・施策6 プラスチックごみ削減の推進 ・施策7 食品ロス削減の推進 				
【一般廃棄物の減量に関する目標】				
区 分	基準年度 令和元年度 (2019年度)	目標年 令和8年度 (2026年度)		
排出量(千t)	2,537	2,390		
出口側の循環利用率(%)	21.3	約23		
最終処分量(千t)	194	186		
1人1日当たりの家庭排出ごみ量(g/人日)	520	480		
<small>排出量=収集量+直接搬入量+集団回収量 出口側の循環利用率=総資源化量/(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)×100 1人1日当たりの家庭排出ごみ量=(総排出量-事業系ごみ量-集団回収量-生活系資源ごみ量)/総人口/年間日数</small>				
【食品ロスの削減の目標値】				
区 分	参考値 平成12年度 (2000年度)	現状 令和元年度 (2019年度)	目標 令和8年度 (2026年度)	将来目標 令和12年度 (2030年度)
食品ロス発生量(千t)	825	480	433	413
家庭系(千t)	356	215	189	178
事業系(千t)	469	265	244	235

3. 市の関連計画

(1)第 8 次刈谷市総合計画

現在の社会経済情勢は、少子高齢化の一層の進行や AI・IoT などの未来技術の劇的な進歩など、第 7 次総合計画の策定時から変化はみられるものの、めざす将来都市像は今もなお変わらないことから、「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を継承し、市民が主体となったまちづくりのもと、SDGs の理念を踏まえ、未来に向けて持続的に発展する都市を目指します。

◆図表 2-8 総合計画の概要

【基本構想 計画期間】	令和 5 年度（2023 年度）～令和 24 年度（2042 年度）
【基本計画 計画期間】	令和 5 年度（2023 年度）～令和 14 年度（2032 年度）
【人口・世帯目標値】	157,700 人，世帯数 74,000 世帯（2042 年度（令和 24 年度））
【将来都市像】	「人が輝く 安心快適な産業文化都市」
【基本方針】	
1 都市基盤：	安心して暮らし続けられる快適なまちづくり
2 教育文化：	生涯にわたって学び地域への愛着を育むまちづくり
3 産業環境：	人と技術でにぎわいを創り未来につながるまちづくり
4 福祉安心：	支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり

(2)第 2 次環境基本計画

「第 2 次刈谷市環境基本計画」は国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、総合計画に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。

◆図表 2-9 環境基本計画の概要

【計画期間】	平成 27 年度（2015 年度）～令和 6 年度（2024 年度）
【環境将来像】	「持続可能な環境をみんなで紡ぐ産業文化都市」
【基本方針】	
◇環境にやさしい暮らしの実践	
◇環境と産業の共生	
◇持続可能な地域基盤づくり	
リサイクル率：	40%以上（目標年：令和 2 年（2020 年））
1 人 1 日当たりのごみ排出量：	830 g/人・日（目標年：令和 2 年（2020 年））
◇参加と協働による環境都市づくり	

第3章 ごみ処理の現状と課題

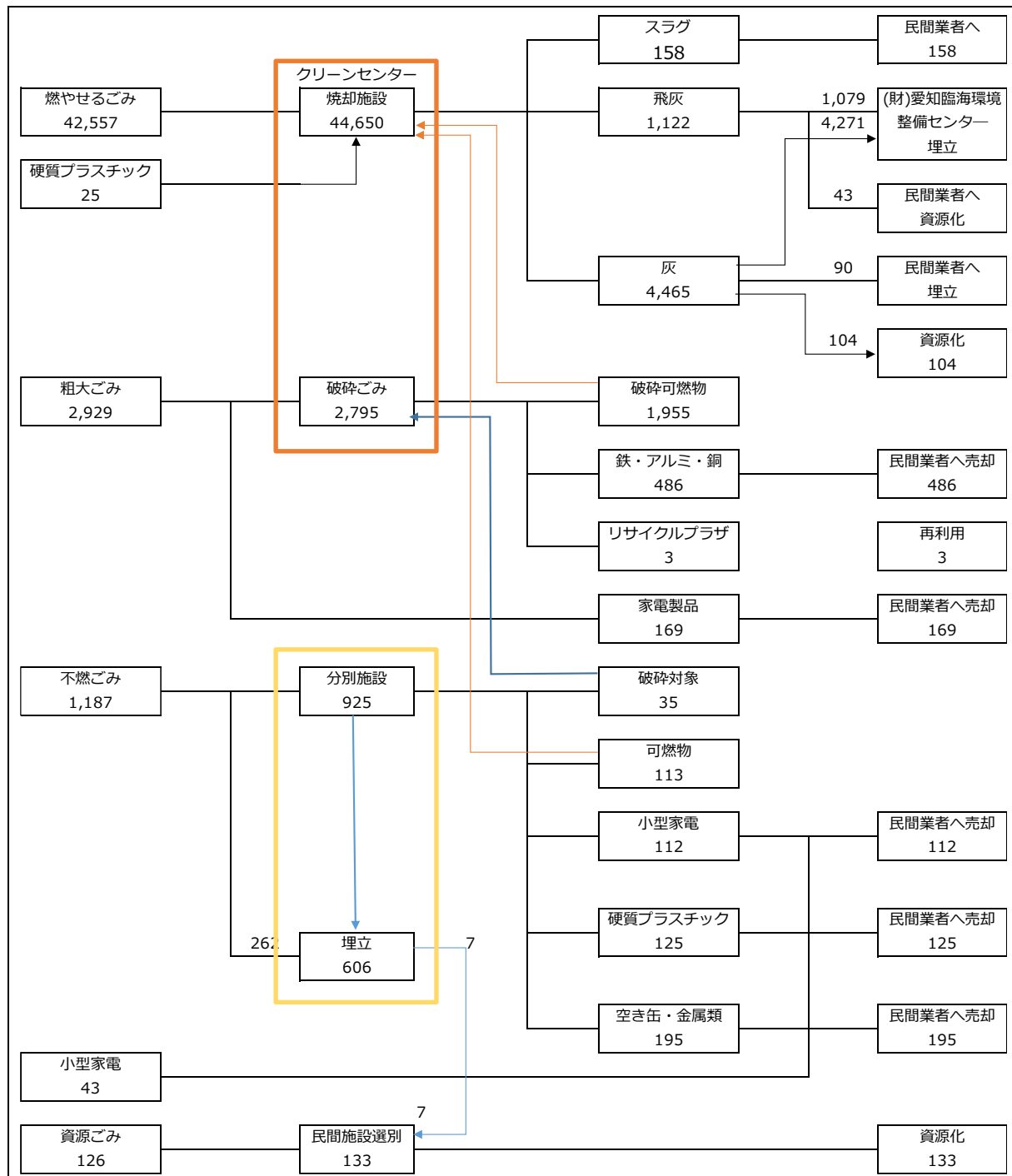
第1節 ごみ処理の流れ

本市から排出されたごみは、クリーンセンター及び本市の資源回収所・不燃物埋立場等に搬入し、中間処理、一時保管等を行った上で再資源化等を行っています。

令和3年度（2021年度）におけるごみ処理フローは図表3-1に示すとおりです。

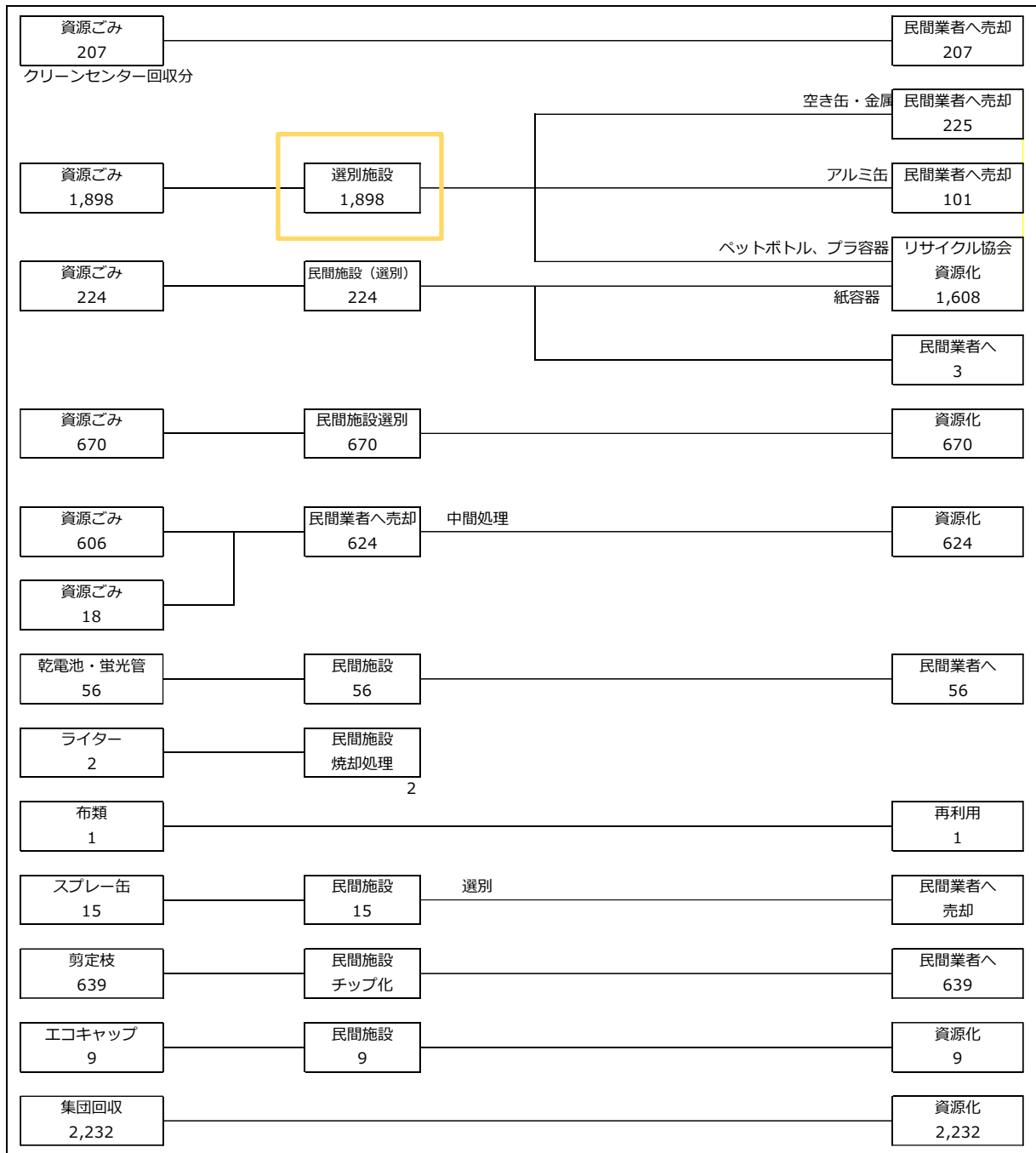
◆図表3-1 ごみ処理フロー(1)

(単位：t)



◆図表3-1 ごみ処理フロー(2)

(単位:t)



第2節 ごみ処理体制

1. ごみの分別

本市のごみ分別区分は、「燃やせるごみ」、「不燃ごみ」、「空き缶・金属類」、「アルミ缶」、「ペットボトル」、「空きビン」、「プラ容器」、「紙容器」、「古紙類」、「粗大ごみ」等の14区分です。そのうち、古紙類は新聞、段ボール、雑誌・その他に細分化しています。

また、資源のリサイクルをより一層促進するため、各自治会で資源回収所を設置しています。

◆図表3-2 ごみの区分

分別区分		具体的な品目
燃やせるごみ		生ごみ・貝がら、剪定枝・落ち葉・草・切花、履物、革製品、布団・毛布類、天ぷら油、紙おむつ、やわらかいプラスチック など
不燃ごみ		小型家電製品、ガラス・陶器類、硬質プラスチック製品、複合素材の物、埋立ごみ など
資源ごみ	空き缶・金属類	スチール類、刃物類、アルミ製品等
	アルミ缶	飲料用アルミ缶
	ペットボトル	飲料水、酒、しょうゆなどのペットボトル
	空きビン	飲料水、酒類、調味料、化粧品などのガラスビン
	プラ容器 (プラスチック製容器包装)	ポリ袋・ラップ類、プラスチック製ボトル類、トレイ類、パック・カップ類、発泡スチロールなど
	紙容器(紙製容器包装)	紙箱類、台紙類、紙袋類、包装紙類
	古紙類	新聞
段ボール		段ボール
雑誌・その他		本、ノート、パンフレット、カタログ、コピー紙、カレンダー、封筒、ハガキ など
粗大ごみ		家庭から出る生活用品で、指定回収袋に入らないもののうち、縦1メートル、横1.5メートル、高さ2メートル未満のもの
有害ごみ	使用済乾電池	アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム一次電池、コイン電池(型式CR、BR)
	使用済み蛍光管	蛍光管
	使用済みライター	使い捨てライター、チャッカマンなどの点火棒
	使用済みスプレー缶	スプレー缶

◆図表3-3 資源回収所

資源回収場所	具体的な品目
刈谷市資源回収所	プラ容器、発泡スチロール、紙容器、古紙類、空き缶・金属類、アルミ缶、 <u>空きビン</u> 、ペットボトル、硬質プラスチック、陶磁器・ガラス・鏡、複合ごみ、小型家電、家電リサイクル対象製品、使用済み蛍光管、使用済みスプレー缶、使用済み乾電池、使用済みライター、衣類・古布、牛乳パック
クリーンセンター	<u>空きビン</u> 、 <u>ペットボトル</u> 、 <u>硬質プラスチック</u> 、 <u>陶磁器・ガラス</u> 、 <u>鏡</u> 、 <u>複合ごみ</u> 、 <u>小型家電</u> 、 <u>家電リサイクル対象製品</u> 、 <u>使用済み蛍光管</u> 、 <u>使用済みスプレー缶</u> 、 <u>使用済み乾電池</u> 、 <u>使用済みライター</u> 、 <u>衣類</u> ・ <u>古布</u> 、 <u>牛乳パック</u>

注) 下線の品目は、クリーンセンターには搬入できない。

2. 収集・運搬体制

家庭から分別して出されたごみは、以下に示す方式・体制にて収集しています。

ごみの収集・運搬は、粗大ごみ以外はステーション方式で、直営または委託業者が行っており、粗大ごみは申し込みによる戸別収集としています。ごみの収集は指定袋制ですが、指定袋の価格には、収集・処理手数料等は含んでいません。

また、ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に、申し込みによりごみの戸別収集を実施しています。

そのほか、一般廃棄物収集運搬業許可業者によるごみの収集が行われています。

◆図表3-4 収集体制（令和4年（2022年）4月1日）

分別区分		収集頻度	収集方式	排出容器	収集形態
燃やせるごみ		週2回	ステーション	指定袋	委託(一部直営)
不燃ごみ		月1回	ステーション	指定回収袋	委託
資源ごみ	空き缶・金属類	月2回	ステーション	指定回収袋	委託
	アルミ缶	月1~2回	ステーション	指定回収袋	委託
	ペットボトル	月2回	ステーション	指定回収袋	委託(一部直営)
	空きビン	月2回	ステーション	指定回収袋	委託
	プラ容器 (プラスチック製容器包装)	週1回	ステーション	指定袋	委託
	紙容器(紙製容器包装)	月2回	ステーション	指定袋	委託
	古紙類	新聞 段ボール 雑誌・その他	月2回	ステーション	品目別にひも で十字に縛る
粗大ごみ		週1回	戸別有料収集	-	直営
使用済乾電池		随時	電気店等	専用回収箱	直営
使用済み蛍光灯		毎週	電気店等	専用回収箱	委託
使用済みライター		随時	市有施設等	専用回収箱	直営
使用済みスプレー缶		毎週	市有施設等	専用回収箱	委託

◆図表3-5 自己搬入（令和4年（2022年）4月1日）

分別区分	受付場所	受付曜日	受付時間
燃やせるごみ	クリーンセンター	平日、土曜日(祝日含む)	8時30分~12時 13時~16時
不燃ごみ	不燃物理立場	平日、土曜日(祝日含む)	8時30分~12時 13時~16時30分
資源ごみ	クリーンセンター	平日、土曜日(祝日含む)	8時30分~12時 13時~16時
	地区資源回収所	回収所により異なる	回収所により異なる
	刈谷市資源回収所	平日、土曜日(祝日含む)	8時30分~16時30分
粗大ごみ	クリーンセンター	平日、土曜日(祝日含む)	8時30分~12時 13時~16時

◆図表3-6 収集・処理手数料（令和4年（2022年）4月1日）

区分		燃やせるごみ		不燃ごみ		粗大ごみ (家電4品目は除く)	
		収集運搬	焼却処理	収集運搬	埋立処理	収集運搬	処理
収集	家庭ごみ	無料	無料	無料	無料	800円/個	-
	事業ごみ	有料※1	100円/10kg	有料※2		-	-
搬入 自己	家庭ごみ	-	無料	-	91円/100kg※3	-	無料
	事業ごみ	-	100円/10kg	-	173円/100kg	-	100円/10kg

※1：月60kg以下は月346円、それ以上は10kg毎に55円加算、月300kgまで

※2：月60kg以下は月559円、それ以上は10kg毎に91円加算、月300kgまで

※3：500kg超過分が対象

◆図表3-7 高齢者・障害者等の世帯へのごみの戸別収集制度

対象となる世帯 (1から4をすべて満たす世帯)	<ol style="list-style-type: none"> 1.市内在住者 2.自力でごみ等を運ぶことが困難 3.親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難 4.次の①から③のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> ①要介護認定を受けている人で一人暮らしの世帯 ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている人で一人暮らしの世帯 ③その他特に必要と認める世帯（上記高齢者及び障害者等のみで構成される世帯や、病気、ケガ、妊産婦等一時的に収集が必要な単身世帯等）
収集するごみ等の種類	燃やせるごみ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、空きビン、空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル、不燃ごみ、古紙類、使用済み乾電池・ライター・蛍光管及びスプレー缶
収集方法	収集する日は、原則として本市の指定した日とする。 収集場所は、戸別収集を利用する者の玄関の前等とする。 各指定袋等に分別する。

3. ごみ処理施設

クリーンセンターにて燃やせるごみは焼却処理し、粗大ごみは破碎処理をしています。第2不燃物埋立場では、不燃ごみを分別し、資源化できないものは埋立処分しています。資源ごみは直接民間業者にて資源化するが、第2不燃物埋立場の隣接地にある選別施設等で選別後に資源化しています。

クリーンセンターでは発電設備を備え、余剰電力を売電しています。また、令和2年度（2020年度）までは、焼却残渣を熔融し、生成するスラグと熔融メタルを有効利用していましたが、令和3年（2021年）1月より利用は休止しています。施設運営では、平成29年（2017年）4月より、民間業者に整備工事等を含めた包括委託を行っています。

第2不燃物埋立ちは残余容量が約 40,000m³あり、令和 28 年度（2046 年度）までの埋立が可能と見込まれています。

施設運営では、一部を民間業者に委託しています。

このほか、第2不燃物埋立ちの隣接地には、ペットボトルとプラスチック製容器包装の選別施設のほか、不燃ごみの手作業での分別施設があります。

◆図表 3-8 施設の概要

名 称	刈谷知立環境組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）
所 在 地	刈谷市半城土町東田46番地
処理能力	291t/日（97t/24h×3炉）
供用開始	平成21年（2009年）4月
処理方式	全連続燃焼式 焼却炉（ストーカ式） 灰溶融炉（三相交流アーク炉）（灰溶融炉は令和3年（2021年）1月から休止）
発電施設備	蒸気タービン、定格 最大出力 6,400kw
余熱利用灰	隣接するプール（ウォーターパレスKC）へ蒸気供給他

名 称	刈谷知立環境組合クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
所 在 地	刈谷市半城土町東田46番地
処理能力	30 t / 5 h
処理方式	選別・破碎・圧縮処理
供用開始	昭和61年（1986年）4月

名 称	第2不燃物埋立ち
所 在 地	刈谷市泉田町南新田16番地
敷地面積	32,000m ²
埋立面積	27,000m ²
埋立容量	87,000m ³
処理方式	準好気性埋立方式（セル方式）
供用開始	平成9年（1997年）5月
浸出水処理	接触ばつ気式生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着

第3節 ごみ排出量

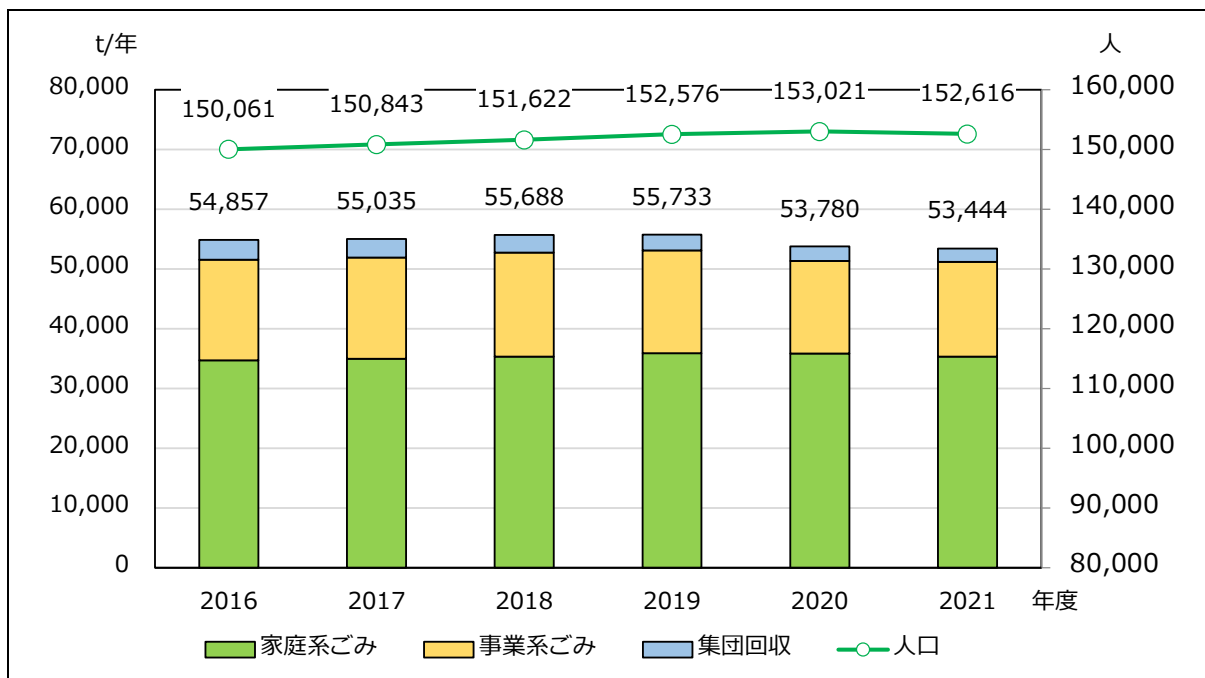
本市の家庭系及び事業系の年間ごみ排出量の合計は、令和元年度（2019年度）までは増加傾向でしたが、令和2年度（2020年度）で大きく減少しています。特に事業系ごみの減少幅が大きく、コロナ禍の影響が考えられます。

市民1人1日当たりのごみ総排出量は図表3-10のとおり、令和元年（2019年）までは総排出量は1,000g前後を推移し、家庭系ごみは増加傾向でしたが、近年はともに減少傾向を示しています。

◆図表3-9 ごみ排出量の推移（1）

項目		年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
人 口			人	150,061	150,843	151,622	152,576	153,021	152,616
燃やせるごみ	家庭系	収集	t/年	26,034	25,839	25,949	26,470	25,810	25,415
		直接搬入	t/年	1,867	2,002	2,115	2,077	2,413	2,340
	事業系	収集	t/年	11,072	11,358	11,390	10,960	9,630	9,660
		直接搬入	t/年	4,829	4,712	5,081	5,000	4,833	5,142
	計	t/年	43,802	43,911	44,535	44,507	42,686	42,557	
不燃ごみ	家庭系	収集	t/年	744	780	839	882	926	847
		直接搬入	t/年	500	710	364	390	215	333
	事業系	収集	t/年	19	19	19	19	19	18
		直接搬入	t/年	5	4	19	44	9	14
	計	t/年	1,268	1,513	1,241	1,335	1,169	1,212	
資源ごみ	家庭系	収集	t/年	3,010	2,951	2,929	2,970	3,062	2,983
		直接搬入	t/年	670	638	675	696	599	596
	事業系	収集	t/年	78	74	70	68	65	64
		直接搬入	t/年	172	160	162	175	160	150
	計	t/年	3,930	3,823	3,836	3,909	3,886	3,793	
粗大ごみ	家庭系	収集	t/年	65	63	75	83	84	119
		直接搬入	t/年	1,738	1,918	2,307	2,273	2,683	2,634
	事業系	収集	t/年	0	0	0	0	0	0
		直接搬入	t/年	104	73	125	348	175	176
	計	t/年	1,907	2,054	2,507	2,704	2,942	2,929	
有害その他	家庭系	収集	t/年	74	68	70	71	84	82
	事業系	直接搬入	t/年	600	534	569	570	582	639
	計	t/年	674	602	639	641	666	721	
合計			t/年	51,581	51,903	52,758	53,096	51,349	51,212
家庭系ごみ			t/年	34,702	34,969	35,323	35,912	35,876	35,349
事業系ごみ			t/年	16,879	16,934	17,435	17,184	15,473	15,863
集団回収			t/年	3,276	3,132	2,930	2,637	2,431	2,232
総排出量			t/年	54,857	55,035	55,688	55,733	53,780	53,444

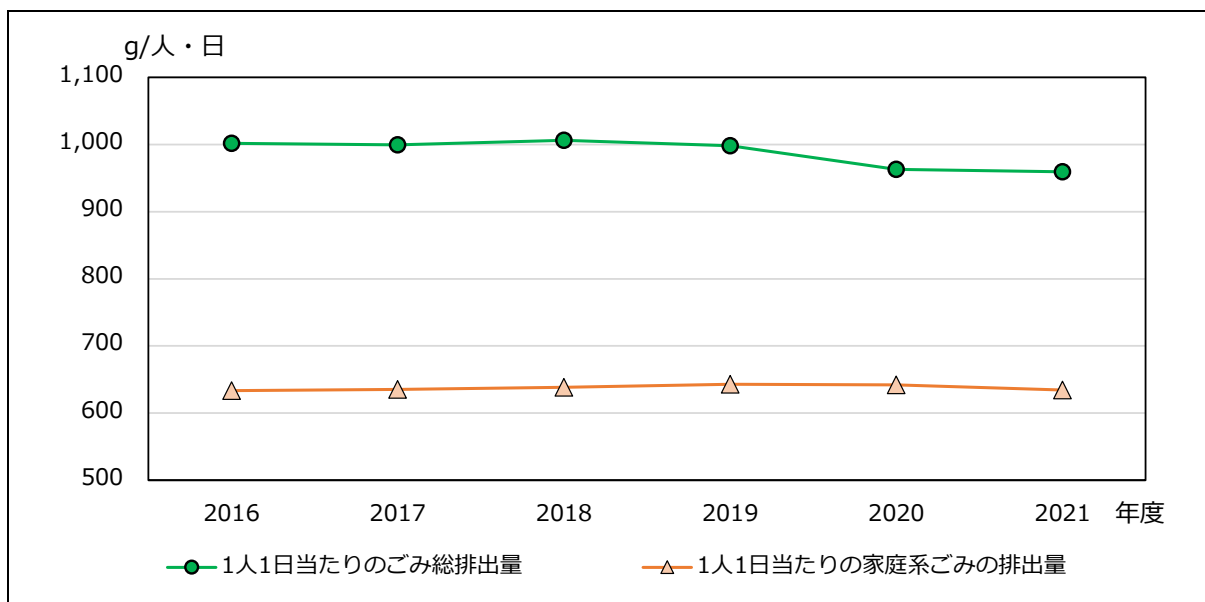
◆図表3-9 ごみ排出量の推移(2)



◆図表3-10 1人1日当たりのごみ排出量の推移

項目	年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1人1日当たりのごみ総排出量のごみ排出量		g/人・日	1,001.5	999.6	1,006.3	998.0	962.9	959.4
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量		g/人・日	633.6	635.1	638.3	643.1	642.3	634.6

注) 人口は10月1日の住民基本台帳



注) 1人1日当たりのごみ排出量=総排出量または家庭系ごみ量の合計÷人口÷年間日

第4節 資源化、最終処分

1. 資源化

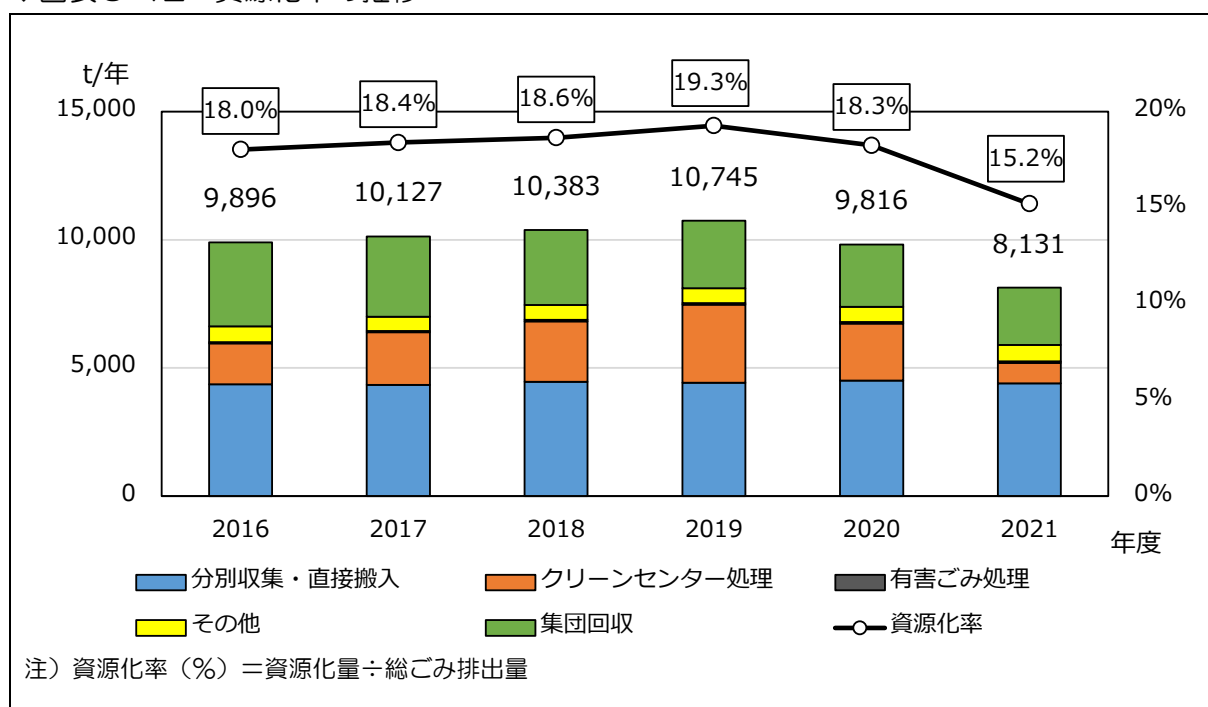
本市におけるごみの資源化としては、資源ごみの分別収集、粗大ごみ処理施設や不燃物埋立場での選別等の中間処理による資源化、焼却残渣の資源化と市民が主体となって実施する集団回収があります。

令和3年度（2021年度）は焼却残渣の溶融スラグ化をやめたことにより資源化量が大きく減少し、資源化率も15.2%に下がっています。

◆図表3-11 本市の再生利用の手法

項目	手法等の概要
分別収集・直接搬入	空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル、空きビン、プラ容器、紙容器、古紙類を分別収集や拠点回収し、一部を不燃物埋立場で選別等し、民間業者で資源化
クリーンセンター処理	粗大ごみ等は、破碎等により有価物を回収し、資源化 焼却処理後の焼却残渣を資源化
有害ごみ処理	使用済み乾電池・蛍光管・ライター・スプレー缶を民間業者で資源化
集団回収	資源回収活動を行う自治会、PTA、子ども会等の市民団体に対して、対象品目（古紙、布類、金属類（空き缶、金属くず類））の回収量に応じて、報償金を交付

◆図表3-12 資源化率の推移



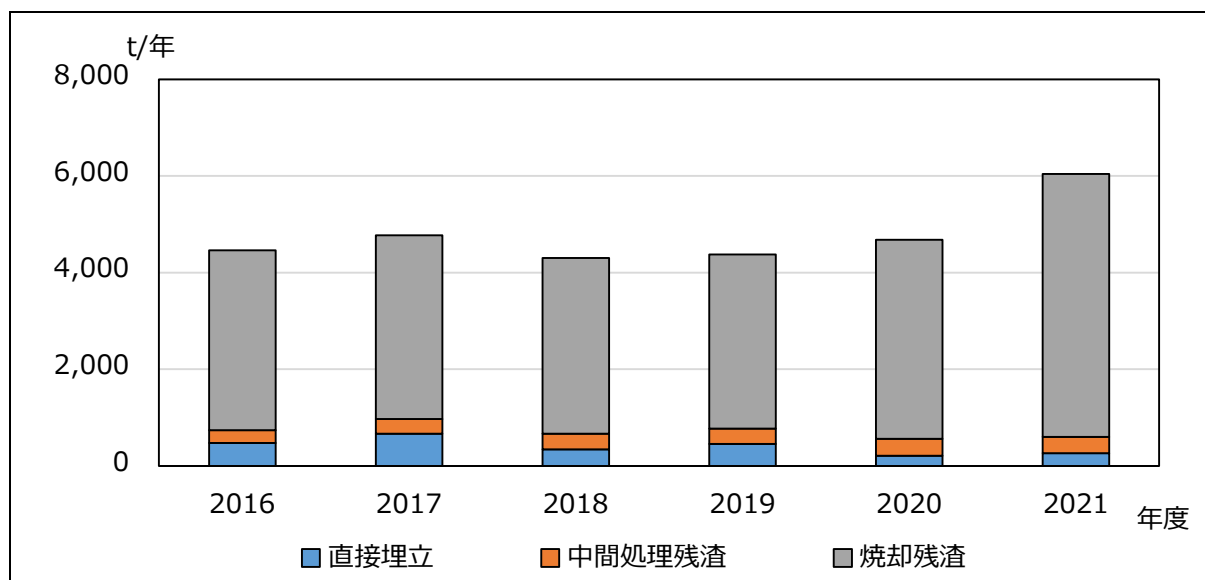
2. 最終処分

本市では、不燃ごみの一部を直接埋立し、それ以外のごみは選別等の中間処理や焼却処理後に資源物を回収した後の再資源化できない処理残渣を埋立処分しています。

直接埋立と中間処理残渣は年度によりばらつきがありますが、焼却残渣の溶融化をやめたことにより令和3年度（2021年度）以降は増加しています。

◆図表3-13 最終処分量の推移

項目	年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
直接埋立		t	476	663	339	457	209	263
中間処理残渣		t	263	309	324	315	353	337
焼却残渣		t	3,719	3,798	3,637	3,605	4,120	5,440
合計		t	4,458	4,770	4,300	4,377	4,682	6,040



第5節 ごみの性状

本市の燃やせるごみを含んだごみの組成調査によると、生ごみベース、乾燥ベースともに、紙類、木・竹・わら類の割合が高い状況です。

◆図表3-14 ごみの成分及び種類組成（1）

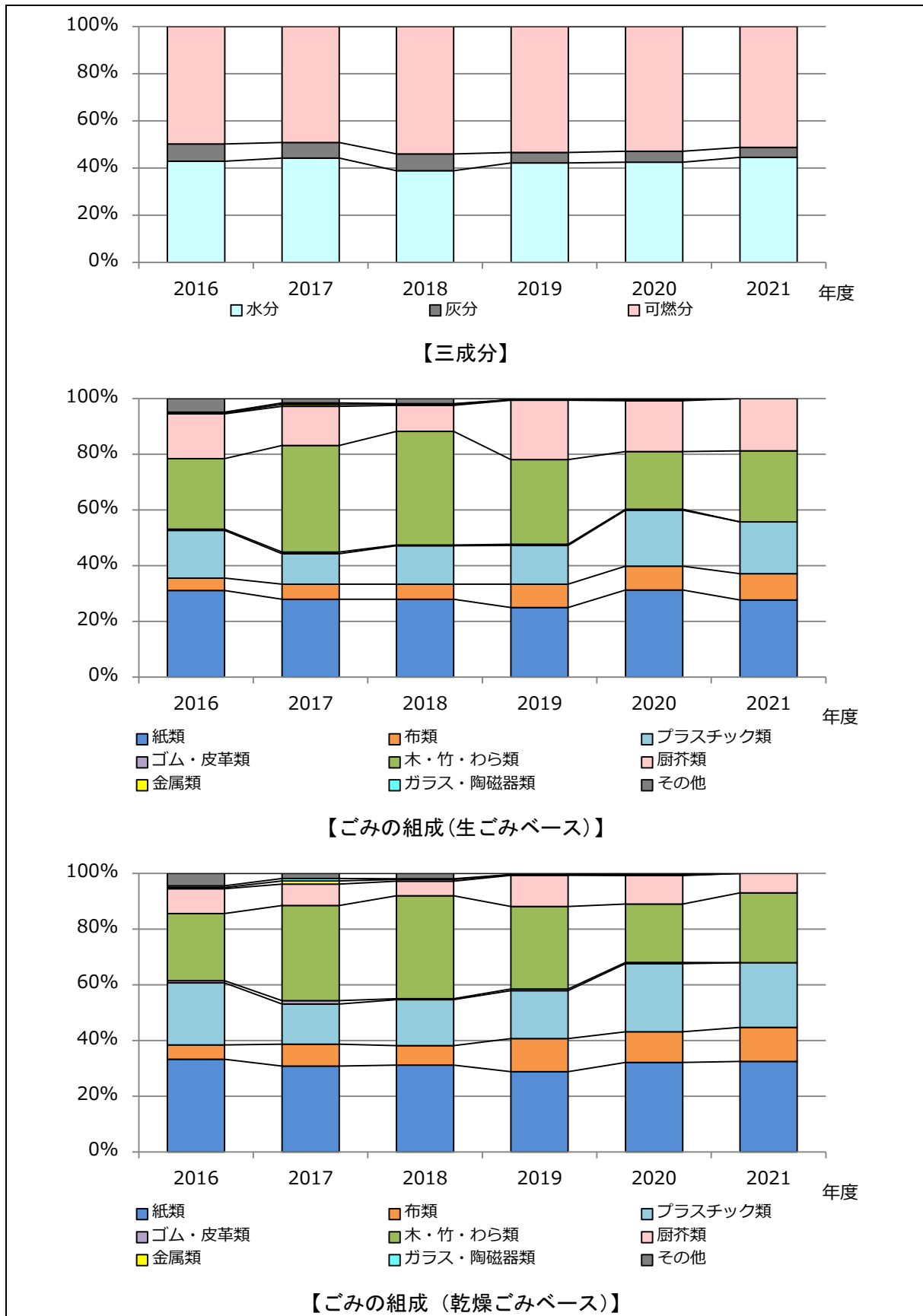
項目		年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
三成分	水分	%		42.9	44.2	38.9	42.2	42.5	44.5
	灰分	%		7.3	6.6	7.1	4.5	4.6	4.3
	可燃分	%		49.8	49.2	54.0	53.4	52.9	51.2
ごみ組成 (生ごみベース)	紙類	%		31.1	27.9	27.9	25.0	31.3	27.7
	布類	%		4.4	5.5	5.4	8.4	8.5	9.5
	プラスチック類	%		17.2	10.9	13.8	13.9	20.2	18.6
	ゴム・皮革類	%		0.5	0.6	0.3	0.4	0.3	0.0
	木・竹・わら類	%		25.4	38.3	40.8	30.4	20.8	25.5
	厨芥類	%		16.0	14.1	9.3	21.4	18.3	18.8
	金属類	%		0.3	0.7	0.4	0.1	0.2	0.0
	ガラス・陶磁器類	%		0.3	0.5	0.2	0.0	0.2	0.0
	その他	%		4.9	1.6	1.8	0.4	0.3	0.0
ごみ組成 (乾燥ベース)	紙類	%		33.2	30.8	31.2	28.9	32.1	32.5
	布類	%		5.2	7.8	7.0	11.8	11.0	12.2
	プラスチック類	%		22.3	14.5	16.5	17.2	24.5	23.3
	ゴム・皮革類	%		0.7	1.2	0.4	0.6	0.4	0.0
	木・竹・わら類	%		24.2	34.2	37.0	29.6	21.0	25.1
	厨芥類	%		8.9	7.7	5.2	11.2	10.2	6.9
	金属類	%		0.5	1.1	0.6	0.2	0.2	0.0
	ガラス・陶磁器類	%		0.6	0.9	0.3	0.0	0.3	0.0
	その他	%		4.5	1.8	1.9	0.4	0.3	0.0
低位発熱量（実測値）			kJ/kg	11,167	8,998	11,050	9,748	10,305	10,572
			kcal/kg	2,660	2,150	2,640	2,330	2,463	2,525

注) 生ごみベース：ごみを排出されたままの水分を含んだ状態で分別

乾燥ベース：ごみを乾燥させた状態で分別

資料：刈谷知立環境組合

◆図表3-14 ごみの成分及び種類組成(2)



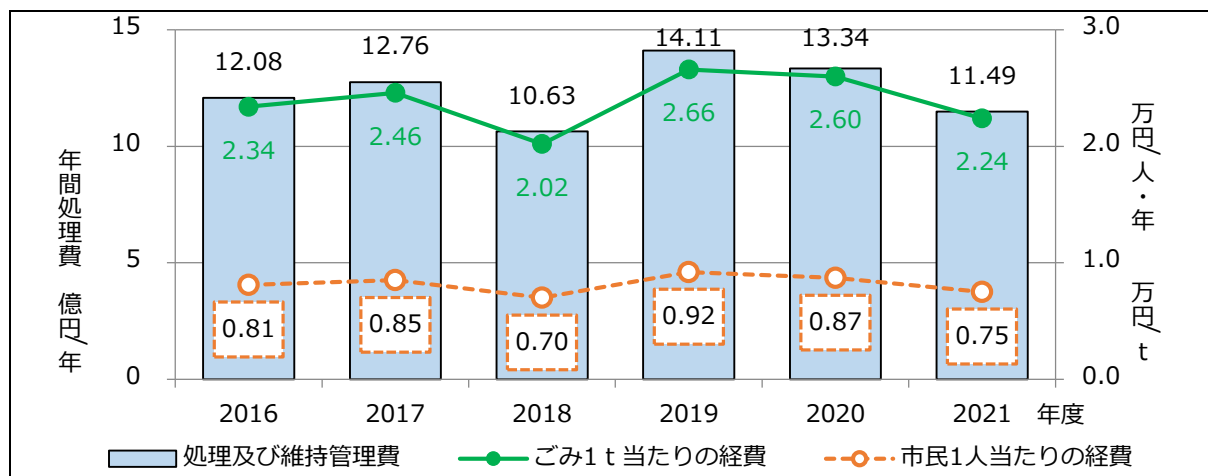
第6節 ごみ処理経費及び廃棄物行政

1. ごみ処理経費

本市におけるごみ処理経費は、年間約 11～14 億円で推移しています。市民 1 人当たりの処理経費、1t 当たりの処理経費ともに増減を繰り返し令和 3 年度（2021 年度）は減少しています。

◆図表 3-15 ごみ処理費の推移

項目		年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	千円	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	千円	85,191	19,138	7,326	0	0	10,999	
		その他	千円	0	0	0	0	0	101,675	
	調査費	千円	0	0	0	0	0	0		
	組合分担金	千円	263,941	409,060	669,258	410,694	359,600	486,626		
	小計	千円	349,132	428,198	676,584	410,694	359,600	599,300		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	千円	30,613	33,472	30,873	29,544	30,295	31,379	
		技能職	収集運搬	千円	93,532	101,996	101,969	102,304	109,548	119,911
			中間処理	千円	0	0	0	0	0	0
			最終処分	千円	17,432	19,946	20,084	20,805	29,091	27,370
	処理費	収集運搬費	千円	8,348	10,090	11,657	12,260	11,874	12,509	
		中間処理費	千円	228	254	153	121	107	91	
		最終処分費	千円	72,138	59,600	43,162	36,605	52,128	38,129	
	車両等購入費	千円	28,358	23,077	10,338	6,523	17,183	0		
	委託費	収集運搬費	千円	424,380	429,226	434,530	443,542	450,454	455,743	
		中間処理費	千円	79,304	78,148	87,133	97,261	108,040	101,021	
		最終処分費	千円	16,783	21,965	21,600	22,402	23,706	21,948	
		その他	千円	12,711	12,494	13,658	13,439	22,044	14,284	
	組合分担金	千円	424,214	485,260	288,239	626,207	479,595	326,694		
	調査研究費	千円	0	0	0	0	0	0		
	小計	千円	1,208,041	1,275,528	1,063,396	1,411,013	1,334,065	1,149,079		
	その他	千円	132,535	87,202	73,232	87,124	66,100	99,232		
合計	千円	1,689,708	1,790,928	1,813,212	1,908,831	1,759,765	1,847,611			

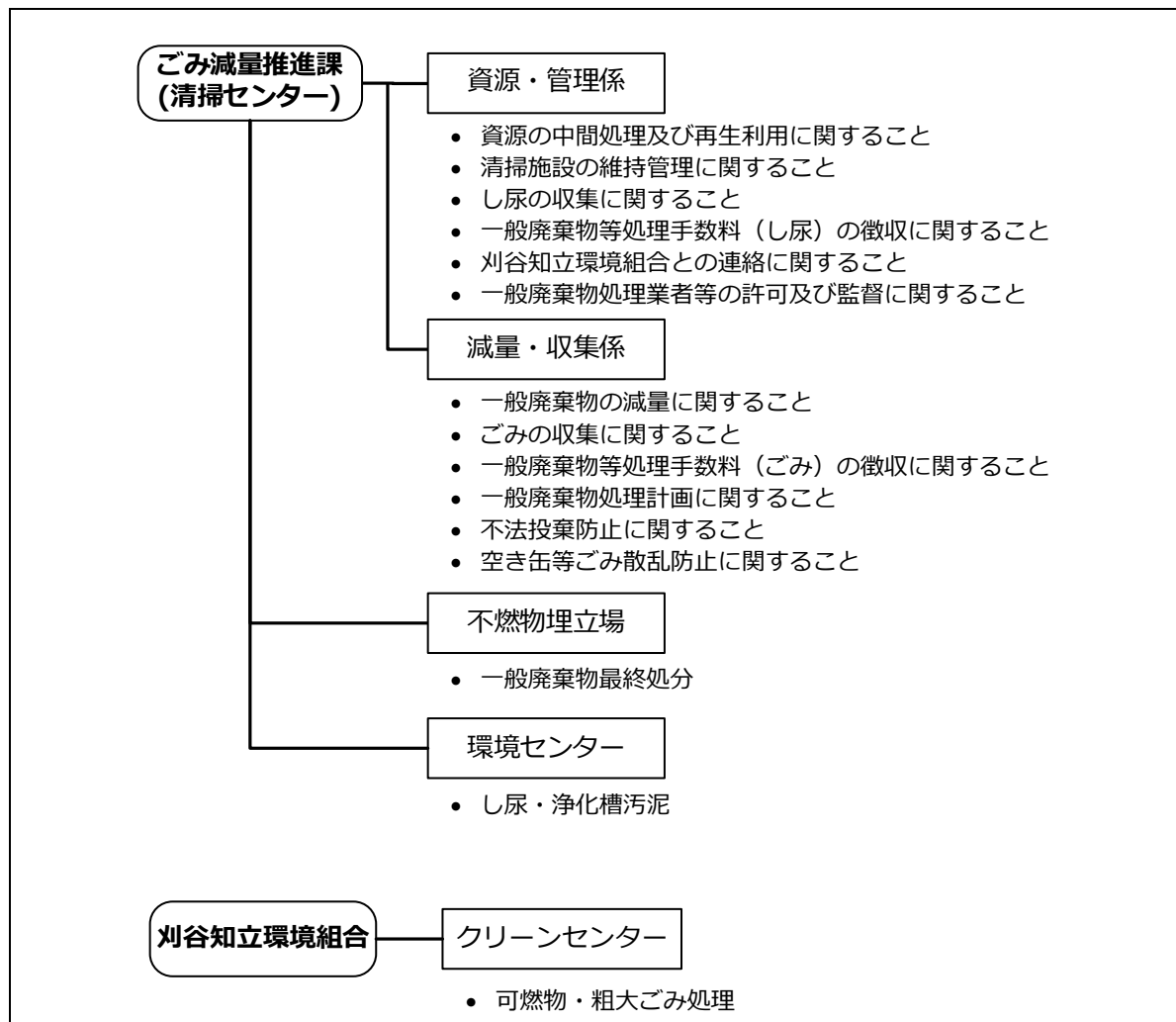


注) 行政区域内人口は 10 月 1 日の住民基本台帳

2. 廃棄物行政の組織

本市における廃棄物行政は、ごみ減量推進課（清掃センター）が担当し、ごみ・し尿の収集業務の管理事務所として市内の可燃ごみ、不燃ごみ等の収集並びに、不燃物埋立場、環境センター（し尿処理施設）の管理等を行っています。

◆図表3-16 組織体制



第7節 ごみの減量化及び資源化の取組

本市では、これまでにごみの減量化及び資源化を推進するため、図表3-17から図表3-21に示す取組を行っています。

◆図表 3-17 発生抑制計画に関する取組

施策	取組状況
普及啓発、環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小学4年生の社会科副読本を作成し、配布している。 ●かりや出前講座にて環境学習の支援を実施している。 ●市民の環境問題への関心を深めるため環境講座を実施している。 ●市内小中学校において牛乳パックとペットボトルのキャップの回収を行っている。
ごみの発生抑制(リデュース)のための活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入について補助金を交付している。 ●EM ぼかしを無料配布している。 ●ホームページ等で買い物にマイバッグを持参、詰め替え商品の購入等、ごみの減量化に繋がる消費行動を周知している。 ●食品ロス削減の啓発をしている。
再使用(リユース)の促進と再生利用品の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルプラザにてリサイクルショップを開設し、市民が活用することでリユースの促進を行っている。 ●クリーンセンターにて家具などを補修し、展示・引渡を行っている。 ●本市の事務・事業において再生品を積極的に利用し、グリーン購入を推進している。 ●リユースに関する民間の情報サイトを紹介している。
市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●刈谷市ごみ減量化推進会議を設置し、ごみの減量等について市民・事業者が参加した会議を行っている。

◆図表 3-18 資源化推進計画に関する取組

施策	取組状況
家庭ごみの適正排出と分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●「かりやクリーンカレンダー」、「ごみの分け方・出し方ガイドブック」を作成し、全世帯に配布している。 ●ごみ散乱防止推進員を委嘱し、家庭ごみの適正排出を図っている。
紙類の分別徹底と回収方式の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会、子ども会等の団体が実施する資源回収に報償金を交付している。 ●自治会が自主的に常設の資源回収所を設置した場合の費用に補助金を交付している。
生ごみ、剪定枝など有機性廃棄物の資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共事業によって公園から排出される剪定枝について、民間プラントにて資源化を行っている。 ●学校給食センターや保育園にて廃食用油を回収し、民間施設にて燃料(BDF)に精製している。
事業所への指導徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンセンターに搬入される事業系ごみについて抜き打ち検査を行い、不適正排出の指導を行っている。
事業系ごみの排出基準・処理手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみの排出基準やごみ処理手数料について、周辺自治体の動向や情報収集を行っている。
事業者の自主的なリサイクル活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所を「かりや eco 事業所」として認定し、本市及び事業所が広く市民等に対してPRしている。
事業者としての市の率先的ごみ減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「刈谷市職員環境行動計画（エコアクション刈谷）」を策定し、事務・事業におけるグリーン購入を推進し、ごみの発生抑制、再資源化を促進している。
家庭ごみ収集有料化制度導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭ごみ収集有料化制度の導入を検討するため、他自治体の導入経緯や効果など情報収集している。

◆図表 3-19 収集運搬計画に関する取組

施策	取組状況
わかりやすい分別区分と排出方法の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●空きビン、アルミ缶、ペットボトル、空き缶・金属類、不燃ごみの5種類について指定回収袋を使用し、ごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいる。
ステーションにおける適正排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ散乱防止推進員を委嘱し、家庭ごみの適正排出を図っている。
効率的な収集運搬体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●収集業務のサービスレベルの維持に努めている。 ●効率的な収集体制の構築に努めている。
メーカーなどによる適正処理困難物の引取りの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●適正処理困難物については、販売店や専門業者への相談を呼びかけている。
1人暮らしの高齢者・障害者等へのごみの排出支援	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者を対象に戸別収集をしている。
取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処分	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶、蛍光管、乾電池、ライター等の回収方法や処理方法を市民へ啓発及び周知を図っている。

◆図表 3-20 中間処理・最終処分計画に関する取組

施策	取組状況
適正なごみの処理方法の確立	●適正なごみ処理を行うため、刈谷知立環境組合及び民間業者との連携を行っている。
不燃物の選別処理の高度化・効率化	●安定的な処理を継続していくため適正な維持管理を行っている。 ●選別体制の見直しや選別処理方法等の効率化について検討している。
クリーンセンターによる中間処理	●クリーンセンターにて、発電、余熱利用を行っている。 ●焼却残渣からの金属回収を行っている。
資源物選別施設及び不燃物選別施設の建替え等の検討	●資源物選別施設及び不燃物選別施設の建替え検討及び施設管理のアウトソーシングについて検討している。
最終処分場の安定的な維持管理	●浸出水処理施設の適正な維持管理のため機器類の更新を行っている。

◆図表 3-21 その他に関する取組

施策	取組状況
ごみの散乱防止	●市民と事業者が、春と秋に 530 運動として一斉清掃を行っている。 ●ごみ散乱防止推進員を委嘱し、ごみの散乱を防止している。 ●カラスや猫によるごみの散乱を防止するため、カラス除けネットを購入し、地区役員や共同住宅管理者へ無料配布している。
ごみの不法投棄の監視	●不法投棄防止のための監視カメラを地区へ貸出ししている。 ●定期的なパトロールやごみ散乱防止推進員との連携による監視・連絡体制をとっている。 ●郵便局とごみの不法投棄の情報提供について協定を結んでいる。
災害廃棄物への備え	●「災害廃棄物処理計画」に基づき、県内自治体等と協力体制を構築し、情報収集・連絡体制の整備を行っている。

第8節 ごみ処理評価

1. 標準的な指標による評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「支援ツール」という。）」を設けています。

本市のごみ処理について支援ツールを利用して、令和2年度（2020年度）実績を基に比較評価を行いました。

◆図表3-22 指標

指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

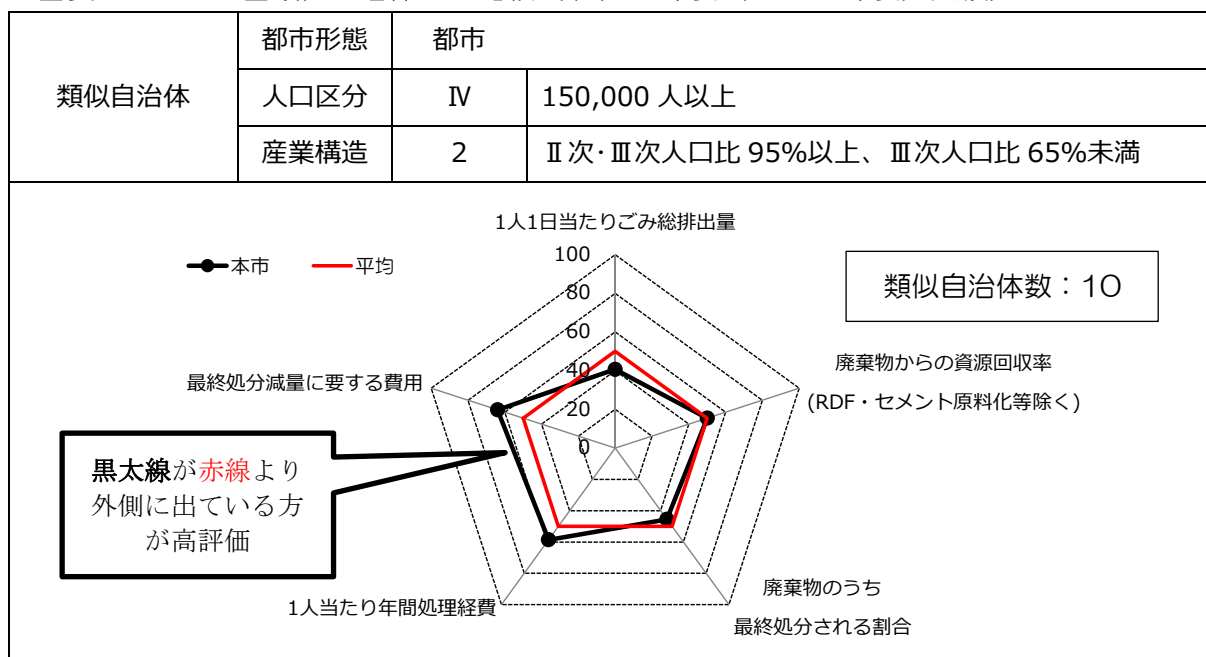
注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と産業構造が類似した自治体

(1) 全国の類似自治体

本市と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち経済性については平均値以上で良好ですが、循環型社会形成については「1人1日当たりのごみ総排出量」と「廃棄物のうち最終処分される割合」が平均値以下となり、ごみ排出量や最終処分量の削減を推進する施策が必要です。

◆図表3-23 全国類似自治体との比較（令和2年度（2020年度）実績）



標準的な指標	1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.911	0.182	0.069	11,885	36,165
最大	0.964	0.362	0.153	15,941	45,875
最小	0.767	0.094	0.022	8,905	25,737
標準偏差	0.056	0.072	0.040	2,168	6,422
刈谷市	0.963	0.183	0.087	10,015	27,252
偏差値	40.7	50.1	45.5	58.6	63.9

◆図表3-24 全国類似自治体の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たりのごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
茨城県日立市	173,750	0.964	0.190	0.039	8,905	25,737
栃木県小山市	167,382	0.889	0.212	0.044	12,878	40,866
富山県高岡市	169,198	0.957	0.194	0.109	10,559	32,335
岐阜県大垣市	158,342	0.884	0.185	0.037	13,395	37,462
静岡県磐田市	169,490	0.767	0.122	0.091	9,337	32,605
愛知県刈谷市	153,021	0.963	0.183	0.087	10,015	27,252
愛知県安城市	190,155	0.907	0.181	0.078	13,245	42,845
愛知県小牧市	151,920	0.895	0.362	0.022	13,784	41,855
三重県鈴鹿市	199,249	0.935	0.100	0.025	15,941	45,875
広島県東広島市	188,929	0.947	0.094	0.153	10,788	34,817

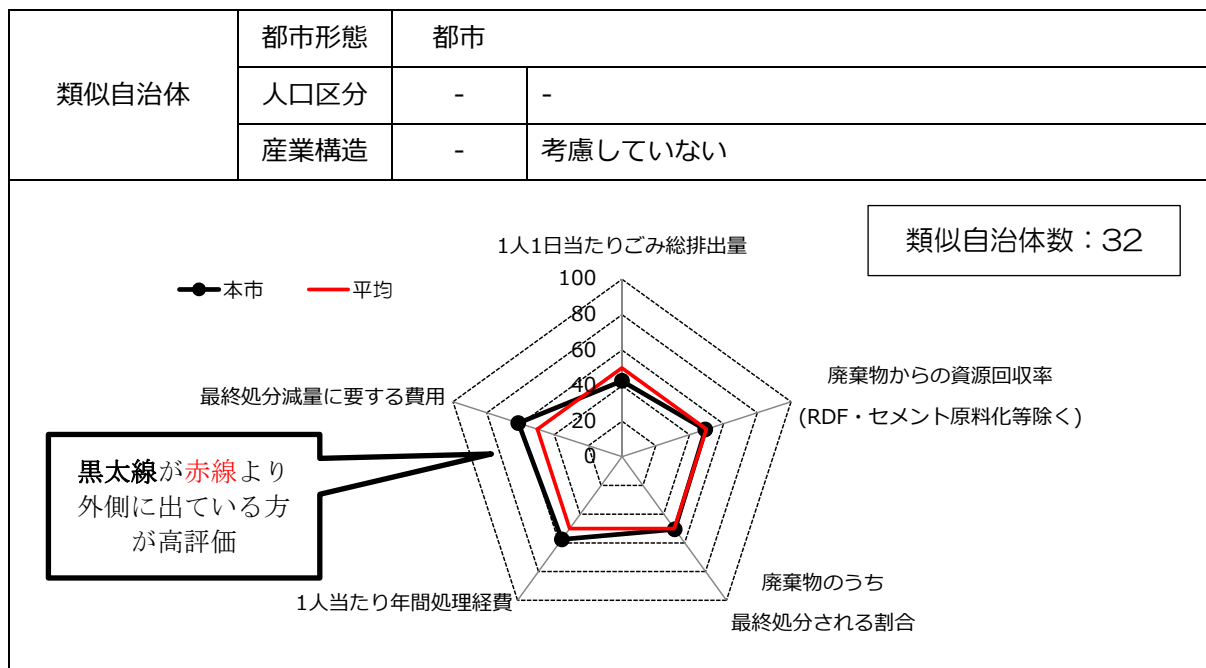
注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と産業構造が類似した自治体
資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

(2) 県内類似自治体

県内の市（政令指定都市、中核市、特例市除く）との比較評価を行いました。

全国類似自治体との比較と同様、本市は5つの指標のうち経済性については平均値以上で良好ですが、循環型社会形成については「1人1日当たりのごみ総排出量」と「廃棄物からの資源回収率」は平均値以下となり、ごみ排出量や資源化を推進する施策が必要です。

◆図表3-25 県内類似自治体との比較



標準的な指標	1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.873	0.188	0.089	12,523	40,765
最大	1.127	0.362	0.143	21,066	73,781
最小	0.644	0.071	0.022	7,021	22,350
標準偏差	0.123	0.072	0.033	3,285	12,003
刈谷市	0.963	0.183	0.087	10,015	27,252
偏差値	42.7	49.3	50.6	57.6	61.3

◆図表3-26 県内の類似市の状況（政令指定都市、中核市、特例市除く）

自治体	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分 される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
瀬戸市	129,131	0.843	0.138	0.114	7,431	24,507
半田市	119,590	1.078	0.244	0.125	9,983	28,998
豊川市	186,780	0.985	0.251	0.039	12,242	33,249
津島市	61,827	0.747	0.088	0.067	9,268	30,774
碧南市	72,784	0.993	0.158	0.105	16,385	46,809
刈谷市	153,021	0.963	0.183	0.087	10,015	27,252
安城市	190,155	0.907	0.181	0.078	13,245	42,845
西尾市	171,537	1.053	0.155	0.120	11,647	31,745
蒲郡市	79,762	1.127	0.172	0.103	13,814	35,199
犬山市	73,469	0.814	0.195	0.124	12,180	44,661
常滑市	59,177	1.126	0.274	0.129	14,865	38,515
江南市	100,364	0.715	0.228	0.082	12,497	48,236
小牧市	151,920	0.895	0.362	0.022	13,784	41,855
稲沢市	136,315	0.779	0.169	0.090	10,202	37,298
新城市	45,439	0.919	0.225	0.120	15,038	48,686
東海市	114,755	0.844	0.135	0.093	17,275	60,948
大府市	92,959	0.849	0.311	0.032	9,639	31,478
知多市	85,422	0.752	0.121	0.133	18,737	73,781
知立市	72,281	0.875	0.145	0.090	10,667	33,640
尾張旭市	83,845	0.835	0.205	0.106	7,484	24,607
高浜市	49,195	0.858	0.129	0.100	16,223	53,996
岩倉市	48,034	0.644	0.285	0.024	13,788	57,044
豊明市	68,928	0.765	0.221	0.030	9,914	35,894
日進市	92,396	0.812	0.248	0.048	10,143	32,633
田原市	61,077	1.084	0.333	0.110	21,066	57,082
愛西市	62,743	0.761	0.094	0.067	11,192	37,076
清須市	69,390	0.714	0.132	0.143	14,063	50,727
北名古屋	86,243	0.836	0.138	0.106	13,092	45,088
弥富市	44,338	0.877	0.071	0.069	9,167	26,464
みよし市	61,234	0.887	0.165	0.098	16,281	52,293
あま市	89,040	0.730	0.081	0.093	12,389	48,748
長久手市	60,024	0.860	0.165	0.110	7,021	22,350

注) 類似市とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と都市形態が類似した愛知県内の自治体
資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

2. 国・県との比較

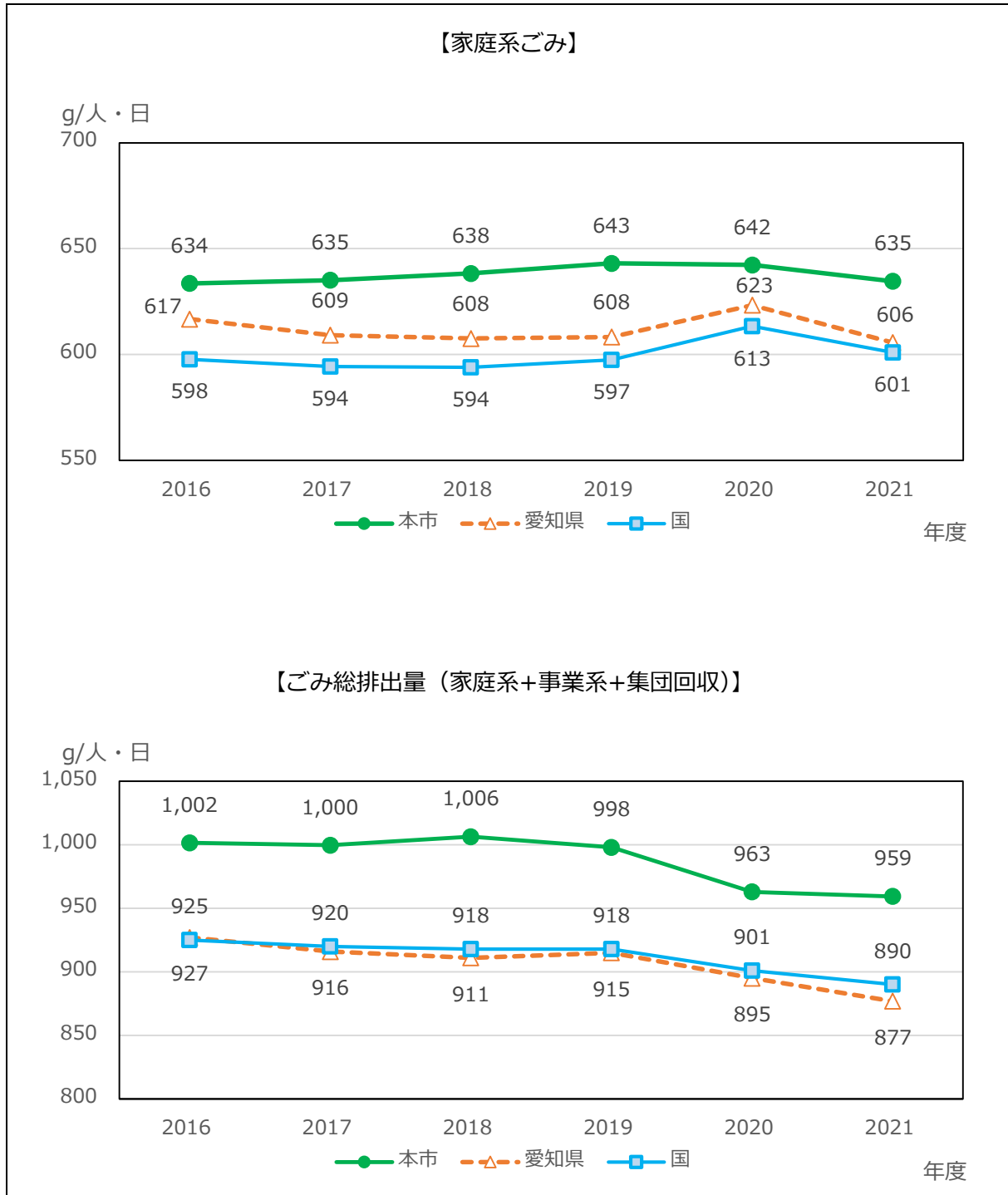
(1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、国や県の平均より高い数値で推移しています。

家庭系ごみの令和2年度（2020年度）では、国と県の平均が上昇したことで本市との差が小さくなっています。

ごみ総排出量については、国や県の平均と同様な推移を示しています。

◆図表 3-27 国・県平均との比較（1人1日当たりのごみ排出量）

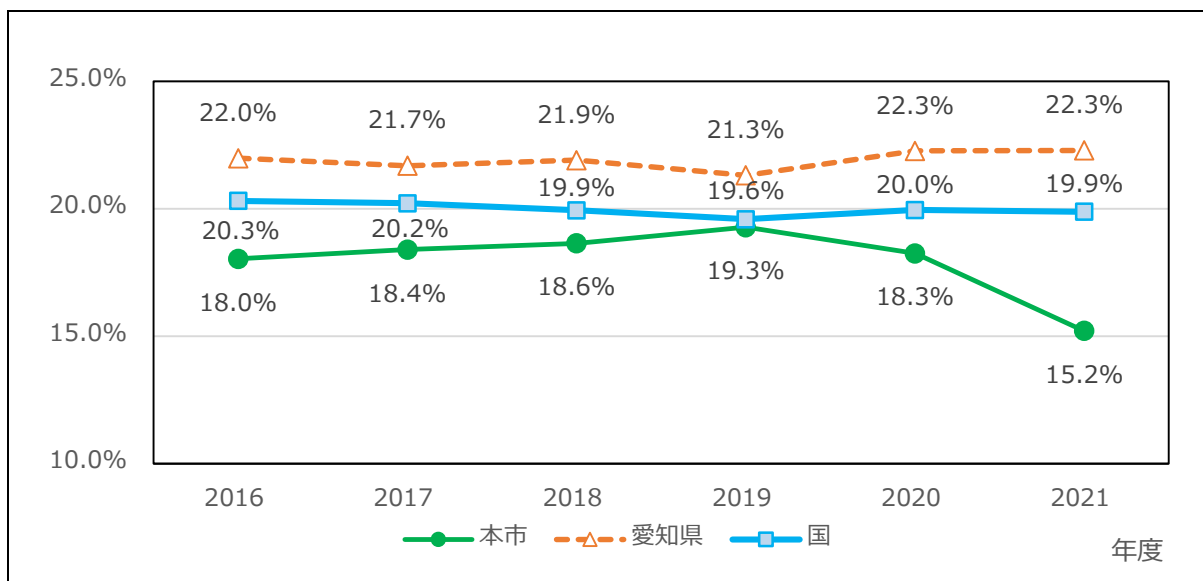


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（愛知県及び全国）

(2)資源化

本市のリサイクル率は、国や県の平均より低い状況で推移しています。

◆図表 3-28 国・県平均との比較（リサイクル率）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（愛知県及び全国）

(3)目標値との比較

国及び県が示す排出量の削減や再生利用率等の目標値と本市の実績値による排出量を比較しました。

国及び県の目標値に対して、いずれも達成していない状況です。

◆図表 3-29 国・県の目標値との比較

区分	単位	国の目標 2020年	県の目標 2021年	本市実績	
				2020年	2021年
排出量	t	2012年度比 約12%減	2014年度比 約6%減	2012年度比 3.0%減	2014年度比 3.5%減
再生利用量	%	約27	約23	約18	約15
最終処分量	t	2012年度比 約14%減	2014年度比 約7%減	2012年度比 18%増	2014年度比 19%増
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/人・日	500	500	577	570

注) 国の目標：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成28年（2016年）1月）

県の目標：愛知県廃棄物処理計画（2017～2021年度）

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：国、県の目標には資源ごみは含まない。

3. 前計画の目標達成状況

(1) 前計画の数値目標

前計画の数値目標は図表 3-31 のとおりです。

前計画では、令和 5 年度（2023 年度）において 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を 658.7g、1 日当たりの事業系ごみの排出量を 44.64t/日とする減量化の目標値を定めています。

また、リサイクル率の目標値は、令和 5 年度（2023）年度で現状維持の 18.6%としています。

◆図表 3-30 前計画の数値目標

項目	年度	単位	基準値 (2015)	目標値 (2023)	
人口		人	149,179	156,100	150,600
1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量		g/人・日	714.5	658.7	
1 日当たりの事業系ごみの排出量		t/日	44.64	44.64	
リサイクル率		%	18.6	18.6	

(2) ごみ減量化

家庭系ごみは減少傾向を示しており、令和 3 年度（2021 年度）の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 674.6g/人・日となり、目標値の 658.7g/人・日まで 2.4%の減少が必要です。

事業系ごみはコロナ禍の影響で近年減少しており、目標値を達成している状況です。

◆図表 3-31 ごみ減量目標の達成状況

項目	年度	単位	基準値	実績値						目標値
			2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2023
1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量		g/人・日	714.5	693.4	692.0	691.2	690.3	685.9	674.6	658.7
		対 2015	-	-3.0%	-3.1%	-3.3%	-3.4%	-4.0%	-5.6%	-7.8%
1 日当たりの事業系ごみの排出量		t/日	45	46.2	46.4	47.8	47.0	42.4	43.5	44.6
		対 2015	-	3.6%	3.9%	7.0%	5.2%	-5.1%	-2.7%	0.1%

(3) リサイクル率

令和 3 年度（2021 年度）に焼却残渣の溶融スラグ化をやめたことにより、リサイクル率が 15.2%に減少しています。

◆図表 3-32 リサイクル目標の達成状況

項目	年度	単位	基準値	実績値						目標値
			2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2023
リサイクル率		%	18.6	18.0	18.4	18.6	19.3	18.3	15.2	18.6

第9節 ごみ処理の新たな動向

1. プラスチック資源循環

国では、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年（2019年）5月）を策定し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）（令和3年（2021年）6月）を制定しました。この法律は、プラスチック使用製品の使用合理化、市区町村によるプラスチック廃棄物の分別収集並びに再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための措置等を講じ、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するものとなっています。

本市においても、国の動向を注視しつつ、プラスチックの資源循環等に向けたごみ処理体制を構築していく必要があります。

◆図表 3-33 プラスチック資源循環促進法の各主体における措置事項

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対 象	対 象 者	主 務 大 臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣 事業所管大臣 (内閣総理大臣, 財務大臣, 厚労大臣, 農水大臣, 経産大臣, 国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品 (12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣 事業所管大臣 (厚労大臣, 農水大臣, 経産大臣, 国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣, 環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣, 環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣, 環境大臣, 事業所管大臣 (全大臣 ^注)

注) 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣、環境大臣に限る。

資料：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のパンフレット」

2. 食品ロスの削減の推進

食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」（以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされています。

◆図表 3-34 国の食品ロス削減に関する目標

区分	目標年度	目標値
家庭系食品ロス量	令和 12 年度 (2030 年度)	平成 12 年度 (2000 年度) の半減
事業系食品ロス量	令和 12 年度 (2030 年度)	平成 12 年度 (2000 年度) の半減
消費者割合	-	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 80%

注) 家庭系食品ロス量：「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年（2018 年）6 月閣議決定）
事業系食品ロス量：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年（2019 年）7 月公表）
消費者割合：「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（令和 2 年（2020 年）3 月閣議決定）

第 10 節 ごみ処理の課題

1. ごみの減量化及び資源化

前計画策定以降、様々なごみ減量化及び資源化の取組を行ってきた結果、ごみの排出量は減少傾向となっていますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は国及び県の平均値、本市の類似自治体と比べ、数値が高い状況です。このため、今後も引き続き、ごみの減量化及び資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

また、国では、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年（2019年）5月）を策定し、令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することを目標にしています。

本市では、プラスチック製容器包装類及び硬質プラスチックは資源化していますが、その他のプラスチック使用製品廃棄物については、焼却処理しています。本市においても、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集への対策やプラスチックに係る資源循環の促進等について、国の方針に従い検討していく必要があります。

2. 普及・啓発

本市は、15～60歳の生産人口の割合が全国平均より高く、若い世代や子育て世代へのインターネットやSNSなどを活用した情報提供や幅広い世代への啓発を行っていく必要があります。

令和4年度（2022年度）実施の市民アンケート調査では、「ごみの減量化・再資源化の推進」が満足度4位、重要度7位と市民の関心が高いため、引き続き効果的な普及・啓発をしていく必要があります。また、将来の本市のごみ減量を担う子ども達に対して、環境問題に関する意識向上のため学校等でごみ減量等の環境学習の機会を充実する必要があります。

本市のごみ排出量のうち事業系の一般ごみが約30%を占めており、引き続き事業者の排出に対する指導・周知徹底が必要です。排出事業者への収集業者や処理業者に関する情報提供とごみ減量化やリサイクルに関する啓発を行っていく必要があります。

3. 収集・運搬

市内全域から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に収集・運搬する必要性から、効率的な収集・運搬体制を構築し維持していく必要があります。

また、今後増加すると思われる高齢者等を対象とした収集・運搬体制の充実を図る必要があります。

4. 中間処理

本市のごみ処理はクリーンセンターを中心に行っており、クリーンセンターとの連携を強化することが重要です。クリーンセンターは、今後も安定的な一般廃棄物処理を行うために、適切な維持管理や施設整備を継続していく必要があります。

更新等が必要となる際は、温室効果ガス削減などの環境負荷の低減を図る処理方式など、幅広い観点から検討を行う必要があります。

5. 最終処分

新たな埋立地を整備するためには膨大な経費を要します。

現有施設をより長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

6. ごみ処理費用

本市はごみ収集に指定袋制を導入していますが指定袋の価格には収集や処理費用は含んでいません。また、不燃ごみや資源ごみの袋は市役所や市民センター等にて無料配付しています。

今後、ごみ減量化による環境負荷の軽減とごみを出す量に応じた費用負担の公正性の確保を目的に指定袋に収集・処理費用等を含めた有料化の検討が必要です。

7. 「持続可能な社会」の実現に向けた取組

「持続可能な開発目標（SDGs）」が平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択され、我が国においても国、地方公共団体、事業者、国民などが協調し、目標達成に向けた取組が進んでいます。

地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーの活用、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの環境問題のみならず、貧困対策やジェンダー平等の実現など、経済・社会・環境の側面のバランスが取れた社会をめざす世界共通の目標となっています。

本市においても「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

8. 食品ロス

我が国において、令和 3 年度（2021 年度）にまだ食べられるのに様々な理由によって捨てられる「食品ロス」の排出量は、家庭から年間 244 万 t、1 人 1 日当たり 53g と推定されます。食品ロスが燃やせるごみとして排出されると、ごみ処理の費用がかかり、焼却による CO₂ 排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷につながります。

食品ロスは、国連において持続可能な開発目標（SDGs）の中で「令和 12 年（2030 年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」と提唱されており、我が国においても「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、世界的に注目されています。

このような社会情勢を踏まえた食品ロス削減に対する取組を実施する必要があります。

9. リスク発生時の対応

台風や地震等の自然災害や新型コロナウイルス等様々なリスクが発生しているため、事業継続のための事前の備えが必要となっています。

また、災害発生時には迅速な廃棄物処理が必要になるため、「刈谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害等に強いごみ処理体制の確保が必要となっています。

第4章 ごみ処理基本計画

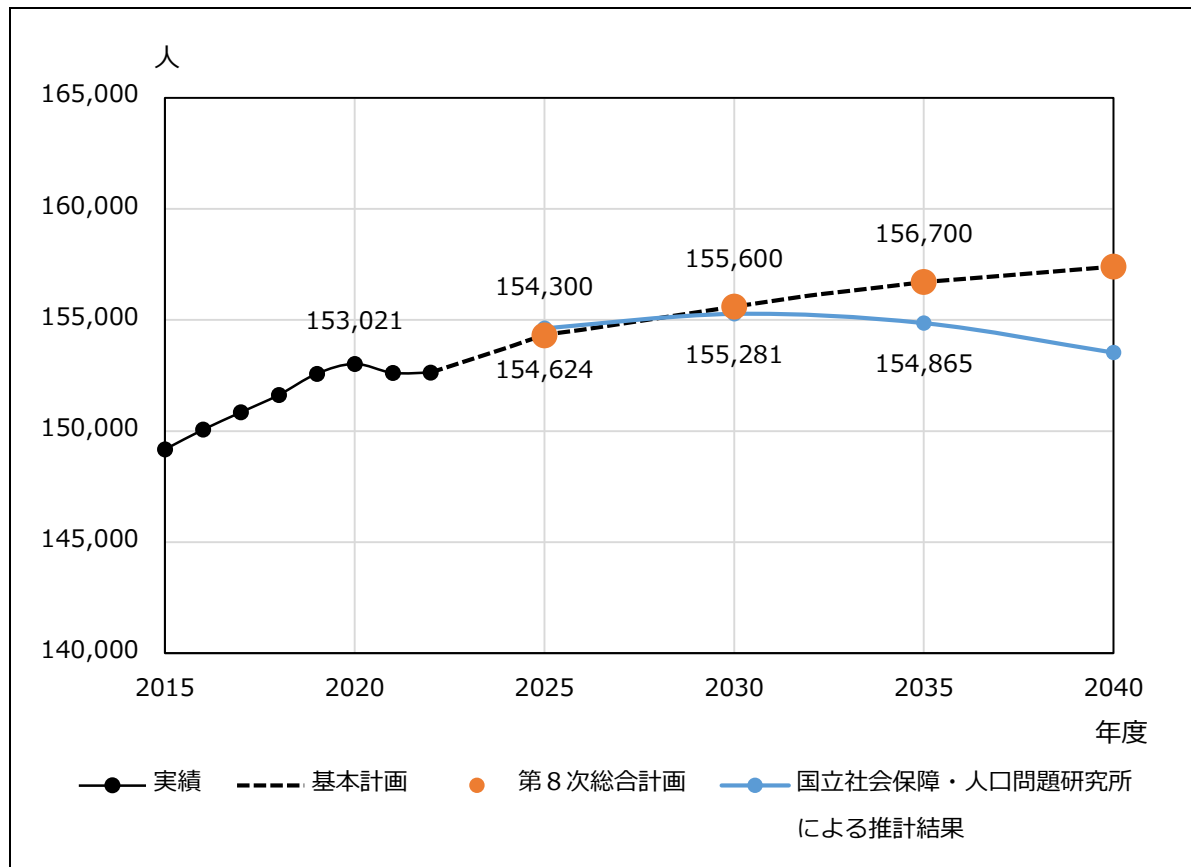
第1節 人口及びごみ排出量の見込み

1. 人口の将来推計

本計画における人口の将来見込みは、令和5年（2023年）3月に策定した総合計画の数値を採用しました。

総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、令和12年（2030年）にピークを迎えた後、減少に転じると予測されるも、働きやすく住みやすいまちづくりの推進や定住の促進、出生率の向上等を図ることにより、継続的な人口増加を目指すとしており、図表4-1のとおり推計しています。

◆図表4-1 将来人口

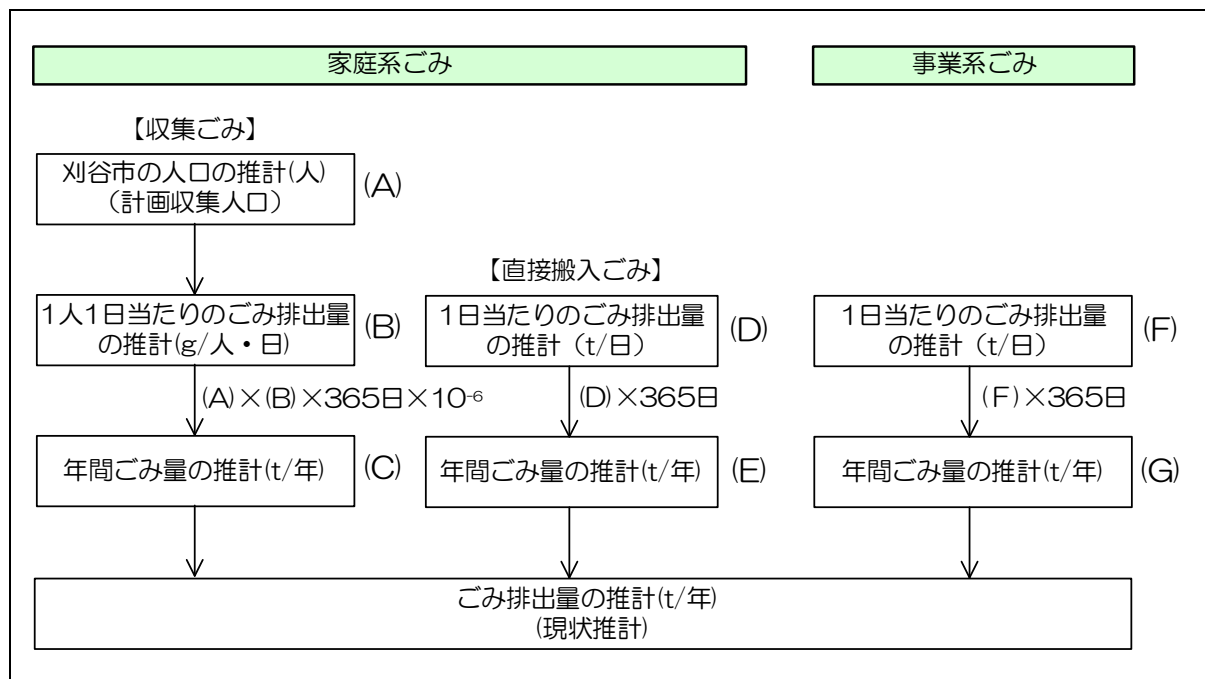


2. ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の将来見込みについて、収集ごみでは、1人1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行った上で、本市の人口の将来推計結果を乗じることにより算出します。

また、直接搬入ごみ及び事業系ごみでは、1日当たりのごみ排出量を基に将来推計を行うことにより算出します。

◆図表 4-2 ごみ排出量の将来見込み算出手順

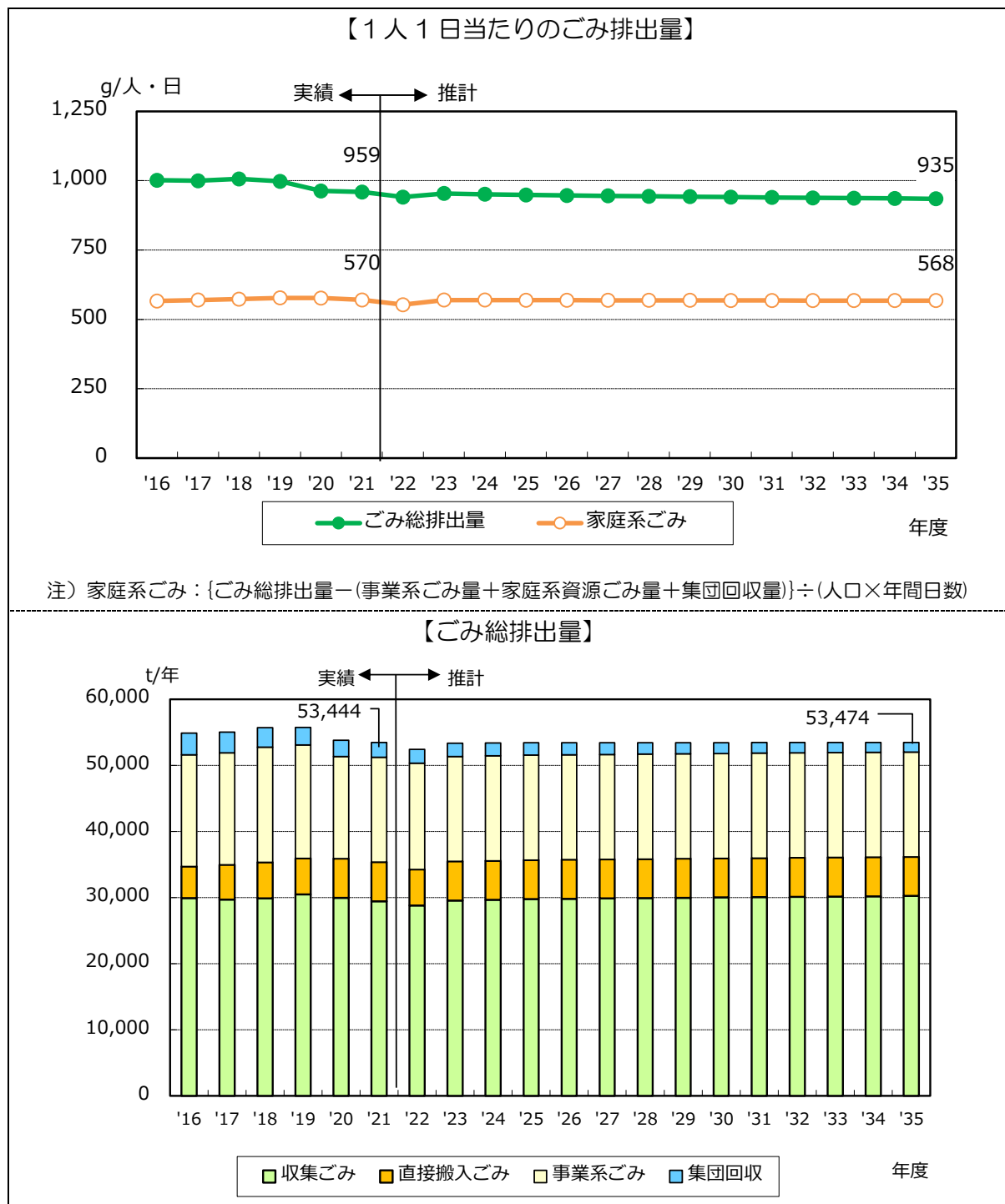


ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測することが一般的ですが、コロナ禍の影響により、消費動向や働き方の変化、事業活動の縮小がごみの排出状況に大きく影響していると考えられています。

本市のごみの排出状況についても、令和元年度（2019年度）前後で変動が見られ、今後、アフターコロナと言われる社会状況のなか、経済活動や市民生活がどのように回復していくか、現時点では予測が困難であります。

そのため、コロナ禍による影響が見られる期間を除外し、現在行われているごみ減量の取組みが今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測を行った結果、令和3年度（2021年度）の実績値の横ばいで推移していくと推計しています。

◆図表 4-3 ごみ排出量の見込み



第2節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念と基本方針

本市では、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環基本法を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを推進し、SDGsの達成に向けた取組みを拡大することにより、持続可能な循環型社会の形成に向けた適正処理を推進していきます。

◆図表 4-4 基本理念及び基本方針

<基本理念>

みんなで取り組む 持続可能な循環型都市 かりや

基本方針 1 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

市民・事業者・行政が協働して、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進します。

4 質の高い教育をみんなに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
---	---	--	--

基本方針 2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進のため、市民や事業者、行政が自ら再生利用等に積極的に取り組みます。

4 質の高い教育をみんなに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 
---	---	--	--	---

基本方針 3 安全で安定した適正処理体制の推進

刈谷知立環境組合と連携を図り、環境負荷の少ない、安全で安定した処理体制を推進します。

11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 
--	--	---

2. 市民・事業者・行政の役割

(1)市民の役割

- 一人ひとりが日常生活の中でごみの発生抑制を優先します。
- 製品の再使用を進めるとともに、再生品の利用を拡大します。
- 一人ひとりが市のごみ・資源分別のルールに協力します。

(2)事業者の役割

- 事業者自らが排出者としてごみの発生抑制を進めます。
- 拡大生産者責任に基づき、自らの生産物の再使用・再生利用・適正処理を実現します。
- 各事業者が市のごみ・資源分別のルールに協力します。

(3)行政の役割

- 市民、事業者が進める発生抑制活動を支援します。
- ごみの減量や再資源化に関する有効な施策を推進します。
- 効率的で、なるべく環境に負荷を与えないごみ処理・資源化の体制を確立します。

第3節 数値目標

1.目標値の設定

本計画では、第四次循環計画の指標と同様に、ごみの総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、家庭系資源ごみを差し引いた、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とごみの総排出量を排出抑制目標の指標とします。

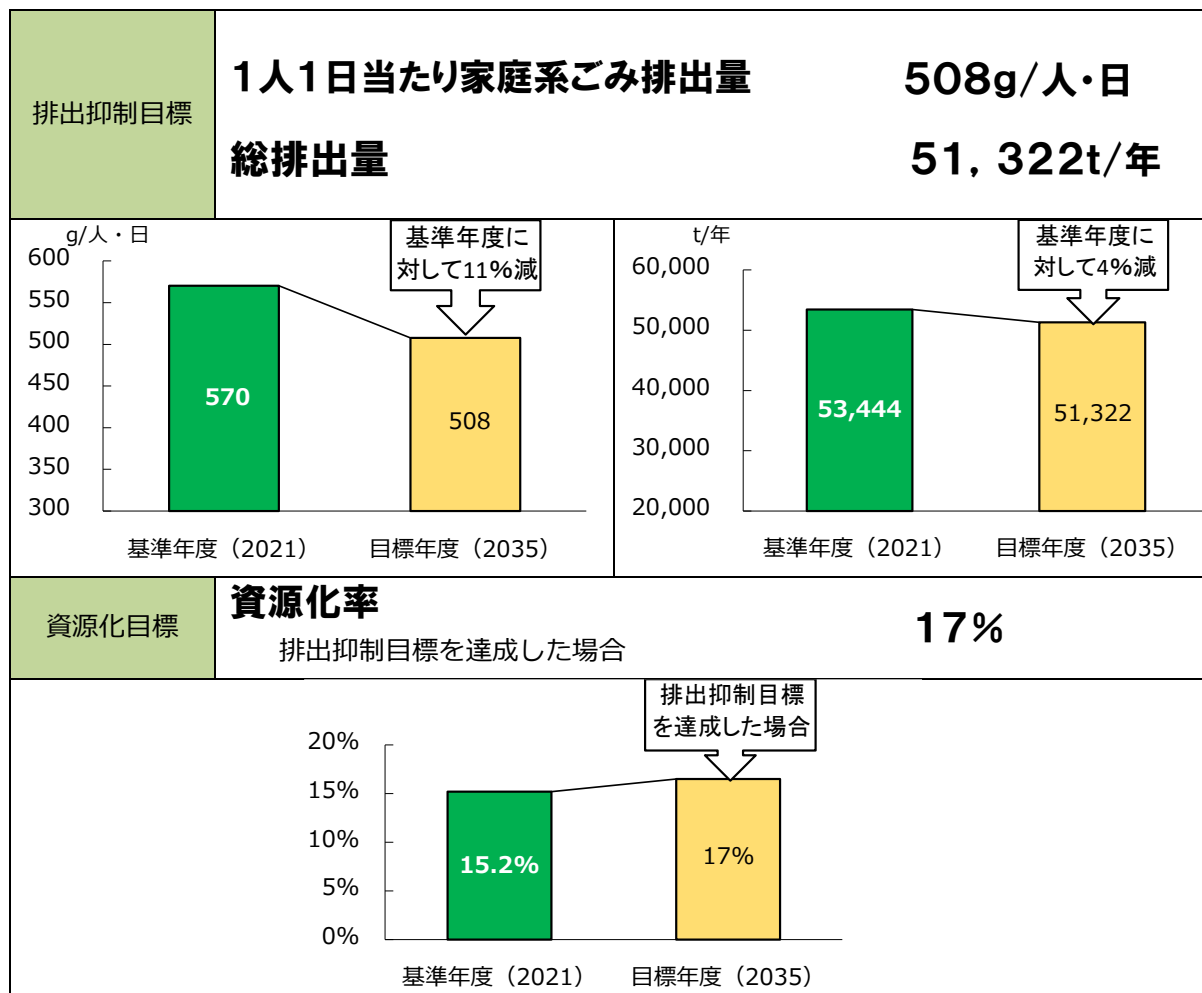
県計画では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を基準年度となる令和元年度（2019年度）に対し、令和8年度（2026年度）において8%削減の480g/人・日としていることから、本計画においても、県計画の目標値を参考に、基準年度の令和3年度（2021年度）に対し、令和10年度（2028年度）までに8%の削減を目標とし、その後、削減量が鈍化することを見込み、令和17年度（2035年度）に11%削減し、508g/人・日とし、ごみの総排出量につきましては、51,322t/年を目標とします。

排出抑制目標を達成した時の資源化率は、17%となります。

◆図表 4-5 指標の設定

排出抑制目標	<ul style="list-style-type: none"> ●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 $= \{ \text{ごみ総排出量} - (\text{事業系ごみ量} + \text{家庭系資源ごみ量} + \text{集団回収量}) \} \div (\text{人口} \times \text{年間日数})$ ●総排出量
資源化目標	●資源化率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量

◆図表 4-6 目標値の設定



2.目標達成の方法

(1)排出抑制目標

排出抑制の対象とするごみは、収集ごみでは、啓発しやすく、取り組みやすい「燃やせるごみ」、直接搬入ごみでは、「燃やせるごみ」及び、近年増加傾向にある「粗大ごみ」とします。

家庭で取り組みやすい以下の排出抑制の方法を啓発していきます。

『手付かず食品』

必要な分だけ買い、無駄なものを買わないなどの計画的な買い物を行う、残っている食材から使い切るなどを心がける。

『過剰除去』

野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまうことを防ぐ。

『食べ残し』

食事の量はちょうどよい量をつくる、作り過ぎて残った料理は、リメイクやアレンジして食べきる。

『食品ロス以外の食品廃棄物』

調理くずは、堆肥化や水切りを徹底する。

『草木類』

剪定枝や草類は乾燥させてからごみとして出す。

『プラスチック類』

使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替え商品の利用などを行う。

『紙類』

雑誌や新聞は電子書籍や図書館を利用し、使い捨ての紙タオルなどは、ハンカチや布ふきんを使用して出来るだけ使わない。

『家具類・家電類』

家庭で不要になった家具や家電製品の中で使用可能な物を、情報サイト「ジモティー」を活用する。

『燃やせるごみ』、『粗大ごみ』全般

無駄なものを買わない、物を大切に長く使用する、リサイクルショップを利用するなどごみ減量の意識を心がける。

家庭でできるごみ減量と資源化の推進

不要なものを買わない

無駄なものを買わない、物を大切に長く使用する、リサイクルショップを利用するなどごみ減量の意識を心がけましょう。



生ごみの水切り・たい肥化

生ごみはしっかり水切りをしましょう。

生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園等に利用しましょう。



ごみの分別徹底や集団回収利用

資源ごみは適正に分別して、それぞれの指定の収集日に出したり、集団回収を利用しましょう。



(2)資源化目標

プラスチック資源の積極的な取組みを行うため、プラスチック容器包装の分別の徹底やプラスチック製品の回収や資源化を行っていきます。

集団回収量は年々減少しているため、取り組む団体を増加させるための啓発や報償金の見直しなど資源化の推進を行い、現状の水準を維持することを目標とします。

以下の品目について、資源化の取組みを啓発していきます。

『プラスチック』

資源ごみとして分別収集を行うことで再資源化する。

『ダンボール』、『新聞・チラシ』、『雑誌』

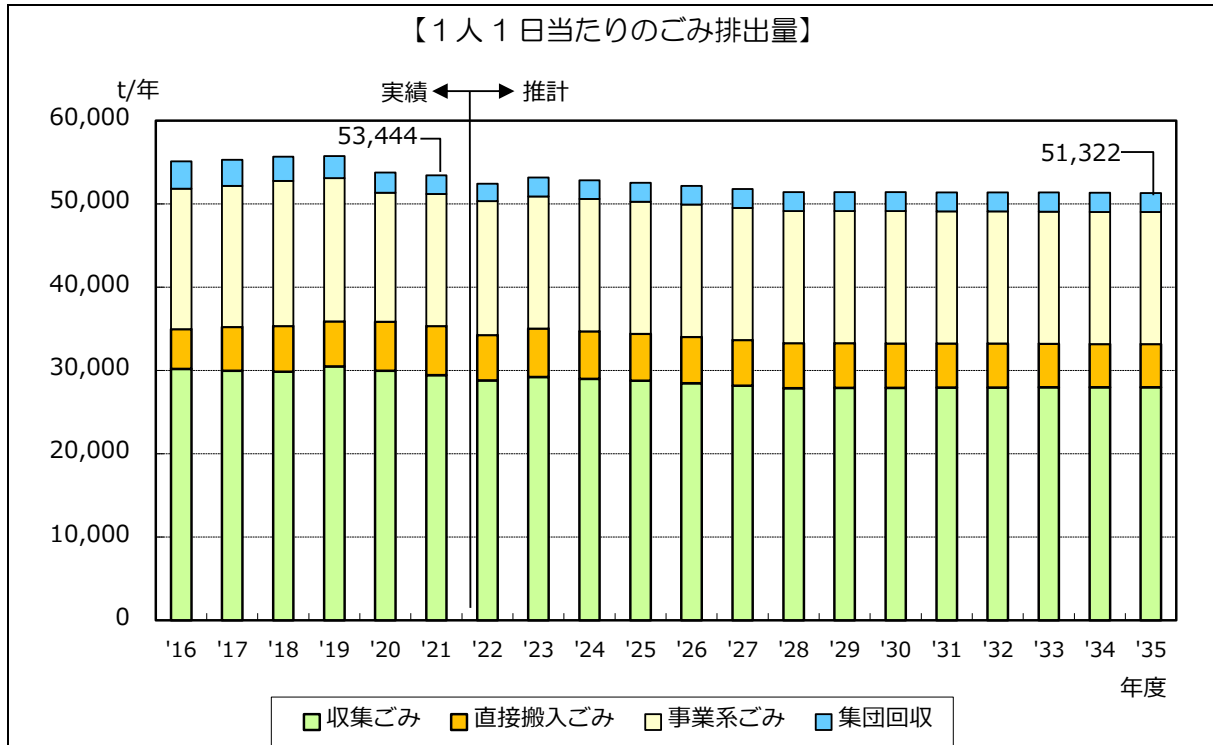
ダンボール等の古紙類は、資源ごみとして分別するか、地区の資源回収等に出すことで再資源化する。

3.ごみ排出量等の目標

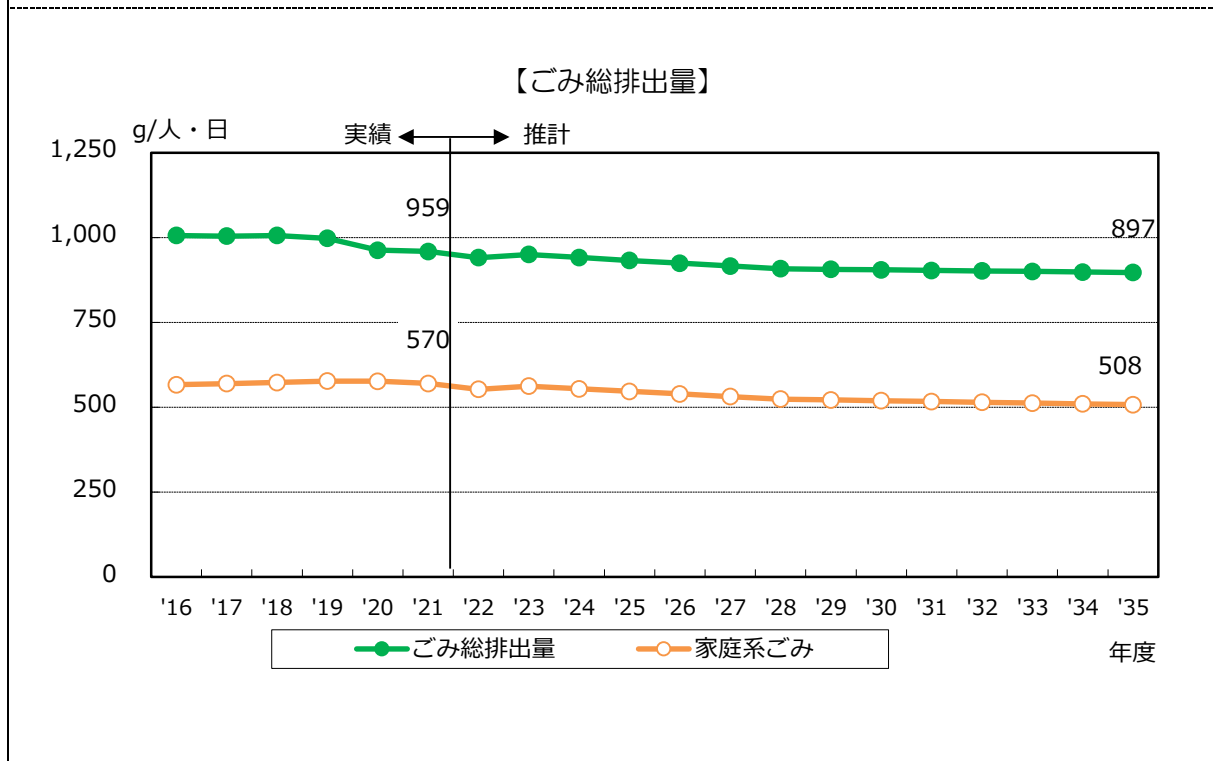
(1)ごみ排出量

目標に向けたごみ排出量は以下のとおりです。

◆図表 4-7 ごみ排出量の目標



注) 家庭系ごみ：{ごみ総排出量－(事業系ごみ量＋家庭系資源ごみ量＋集団回収量)}÷(人口×年間日数)



(2)収集運搬量

①収集運搬方法

計画収集区域は、行政区域全域とします。

家庭から排出されるごみの収集運搬は、ステーション方式を継続します。

また、事業系ごみの収集運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の収集運搬業の許可業者によるものとします。

②目標値

令和 17 年度（2035 年度）における収集運搬量の目標は、28,005t/年です。

◆図表 4-8 収集運搬量

項目	年度	単位	基準年	目標	
			2021	2028	2035
燃やせるごみ		t	25,415	23,785	23,633
不燃ごみ		t	847	860	869
資源ごみ		t	2,983	3,034	3,297
その他		t	82	85	86
粗大ごみ		t	119	119	120
合計		t	29,446	27,883	28,005

(3)中間処理量

①中間処理方法

ごみの減量・再資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続して中間処理を行います。

ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行います。

②目標値

令和 17 年度（2035 年度）における中間処理量の目標は、49,121t/年です。

◆図表 4-9 中間処理量

項目	年度	単位	基準年	目標	
			2021	2028	2035
燃やせるごみ		t	42,557	40,692	40,194
不燃ごみ		t	1,212	1,225	1,234
資源ごみ		t	3,793	3,848	4,340
その他		t	721	724	725
粗大ごみ		t	2,929	2,666	2,628
合計		t	51,212	49,155	49,121

(4)最終処分量

①最終処分方法

資源化に適さない不燃物処理残渣を第2不燃物埋立場にて、焼却処理残渣を外部委託にて、それぞれ埋立処分します。

第2不燃物埋立場は残余容量に余裕がありますが、リサイクルを促進することで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化に努めます。

②目標値

令和17年度（2035年度）における最終処分量は5,594tです。

◆図表 4-10 最終処分量

項目	年度	単位	基準年	目標	
			2021	2028	2035
焼却残渣		t	5,440	5,037	4,967
直接埋立		t	263	274	275
破碎残渣		t	337	350	352
埋立量		t	6,040	5,661	5,594

第4節 目標達成に向けた施策

本計画における施策の体系は以下のとおりです。

◆図表 4-11 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
市民・事業者・行政の協働による3Rの推進	普及啓発、環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発、情報提供の充実 ● 環境学習の充実 ● 地域の環境リーダーの育成
	ごみの発生抑制（リデュース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみを出さない行動の推進
	再使用（リユース）の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● リユース情報の提供 ● リサイクルプラザの活用
	市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量化推進会議等の開催
	事業系ごみの適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者への指導・協力要請 ● 事業者への支援
	行政による3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の事務・事業でのグリーン購入の推進 ● 市の率先した削減行動の実施
	食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減推進計画
ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進	家庭ごみの適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの適正排出と分別の徹底 ● 家庭ごみ有料化の検討
	資源物の有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙類の資源化の推進 ● 有機性廃棄物の資源化の推進 ● 紙おむつの再生利用
	プラスチックごみの資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックごみの削減 ● プラスチックの資源循環利用
安全で安定した適正処理体制の推進	安全で効率的な収集・運搬の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な収集運搬体制の整備 ● ステーションにおける適正排出の徹底 ● 高齢者・障害者等へのごみ排出支援
	安定的な処理・処分の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正なごみ処理方法の継続 ● 不燃物の選別処理の拡大 ● 最終処分場の安定的な維持管理
	その他適正処理に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの散乱防止 ● ごみの不法投棄の監視 ● 適正処理困難物に対する啓発の推進 ● 取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理 ● 災害廃棄物への備え ● 感染症発生時の処理体制

基本方針 1 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

ごみの排出抑制を進めるため、行政は率先してごみの分別収集や排出抑制に努めるとともに、積極的に取り組む市民・事業者を支援し、増やします。

【関連する SDGs】



基本施策1 普及啓発、環境教育の推進

(1) 啓発、情報提供の充実

環境問題への認識を深め、なるべくごみを出さない生活への転換を訴えるため、本市の広報や各種講座などによる PR・啓発事業を展開します。

市報やホームページ、SNS 等各種メディアを通じた PR・啓発
環境講座やイベント等による情報発信

(2) 環境学習の充実

子供に分かり易い環境教育・環境学習の推進を図ります。

また、学校教育の場では総合学習の時間や社会科の授業において、環境学習の場や機会を増やすなど環境教育の充実を図ります。

小中学生を対象とした 3R に関する啓発物の作成
環境学習の支援
小中学校での牛乳パックとペットボトルのキャップの回収
小学校における環境学習の教材の提供や学習会の開催

(3) 地域の環境リーダーの育成

ごみ散乱防止推進員を委嘱し、ごみステーションへの家庭ごみの適正排出を図ります。

地域の環境リーダーとなる人材を育成し、地域で活動してもらうことで、市民の環境意識の向上を促します。

環境講座やイベントの実施
ごみ散乱防止推進員の活動支援

基本施策2 ごみの発生抑制(リデュース)の推進

(1)ごみを出さない行動の推進

ごみの排出抑制のため、買い物にマイバッグを持参、過剰包装の削減、生ごみを出さないなどのごみの減量化に配慮した消費行動を推進します。

マイバッグ・マイボトル等の推奨
過剰包装削減の推進
生ごみ処理機器購入費補助
EM ぼかしの無料配布
ばら売り、量り売りや詰め替え用商品の購入

基本施策3 再使用(リユース)の促進

(1)リユース情報の提供

リユース製品の利用促進のため、市内で開催される市民団体・NPO法人等が開催するフリーマーケット等の情報を、ホームページで紹介します。

フリーマーケット等のイベント情報の発信
不要品のリユース啓発

ジモティーを活用した不要品のリユース啓発

本市では、粗大ごみの中に含まれている使用可能なものをリユースし、ごみ減量を図るため、ジモティーと協定を締結しています。ホームページ、市民だより、ごみの出し方・分け方ガイドブックなどでジモティーの紹介を行い、リユース意識の向上を図っています。



(2)リサイクルプラザの活用

環境センターにある、刈谷市リサイクルプラザ「エコくる」では、家庭で不要になった生活用品等を持ち込み、自分で値段をつけて展示販売しています。

クリーンセンターにある、リサイクルプラザKCでは、不要品の展示販売のほか、家具などの再生品の展示販売を行っています。



本市では、より広く取組みを周知し、利用促進のための情報を発信します。

不要品の展示販売
再生補修家具等の展示販売
マザーズ工房で布類の回収と傘の修理

基本施策4 市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり

(1)ごみ減量化推進会議等の開催

市民・事業者・行政が一体となってごみの減量化の推進を図るため、「ごみ減量化推進会議」「ごみ散乱防止推進員会議」を開催し、ごみの減量化の普及や啓発に関すること等を協議します。

ごみ減量化推進会議の開催
ごみ散乱防止推進員会議の開催

基本施策5 事業系ごみの適正排出の推進

(1)事業者への指導・協力要請

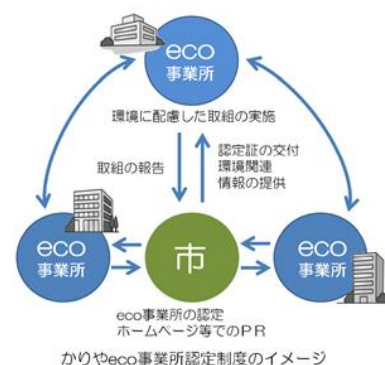
事業系ごみの適正処理に向け、ごみの排出方法が不適切だと思われる事業者に対しては、ごみの排出方法やごみ減量について指導を行います。

また、事業者へごみ減量やリサイクルに関する情報を周知し、啓発を行います。

不適正排出事業者への指導
資源物を取り扱う資源回収業者等の紹介
事業系ごみの排出実態の把握

(2)事業者への支援

本市では、環境に配慮した取組みを積極的に実施している事業所を「かりやeco事業所」として認定し、本市及び事業所が広く市民等に対してPRすることにより、事業所の自主的な環境への取組みを推進します。



かりやeco事業所認定制度の推進

「かりやエコマップ」の見直しと定期的な改訂

基本施策6 行政による3Rの推進

(1)市の事務・事業でのグリーン購入の推進

本市の事務・事業において、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択と再生品の積極的な購入について推進します。

グリーン購入の推進

(2)市の率先した削減行動の実施

職員に対して積極的に情報提供を行い、ごみ減量に配慮する意識の高い職員の育成に努めます。

また、本市の施設から排出されるごみの排出抑制及び分別と資源化の徹底を図ります。

職員向けの情報提供

市の施設でのごみの分別と資源化の徹底

基本施策7 食品ロス削減の推進

(1)食品ロス削減推進計画

食品ロス削減に向けた市民、事業者、行政が協力する取組みを「第5節 食品ロス削減推進計画」にまとめています。

基本方針2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進のため、市民や事業者、行政が自ら再生利用等に積極的に取り組みます。また行政は、市民や事業者の取組みを支援します。

【関連する SDGs】



基本施策1 家庭ごみの適正排出の推進

(1) 家庭ごみの適正排出と分別の徹底

資源のリサイクルは、排出源で「ごみ」と「資源」の分別排出を徹底することが基本です。

資源をできるだけ多く分別回収し、適正にリサイクルするため、地区と連携した分別排出の普及啓発を推進します。

ごみ分別収集協力報償金の交付
「クリーンカレンダー」や、「ごみの分け方・出し方ガイドブック」の配布
啓発に有効なツールの活用
集合住宅の管理者などに対する指導・助言

(2) 家庭ごみ有料化の検討

現在は、ごみ指定袋の販売料金にごみの運搬・処理費用を含んでいません。ごみ減量化による環境負荷の軽減やごみ排出量に応じた費用負担の公平性の確保を目的に、家庭ごみの有料化を検討します。

指定ごみ袋制度の見直し
先進事例の情報収集

基本施策2 資源物の有効活用の推進

(1) 紙類の資源化の推進

燃やせるごみの減量と資源物の増加のため、市民へ分別徹底の啓発を図り、リサイクル率の向上を目指します。

また、再生利用が可能な資源物を回収する集団回収の取組みを促進するため、啓発や報償金の見直し等を行います。

資源回収奨励報償金の交付

資源回収所設置の補助

(2)有機性廃棄物の資源化の推進

公園や街路などの公共用地から発生する剪定枝をチップ化し、バイオマス燃料として活用します。

また、本市の第一・第二学校給食センター及び公立保育園・乳児園から排出される廃食用油を回収し、民間プラントにおいて再資源化します。

剪定枝リサイクル

廃食用油リサイクル

事業系生ごみのたい肥化の支援

(3)紙おむつの再生利用

高齢化に伴い排出量の増加が見込まれる紙おむつの再生利用事業について調査・研究します。

紙おむつリサイクルの検討

基本施策3 プラスチックごみの資源循環の推進

(1)プラスチックごみの削減

使い捨てプラスチック製品等の発生抑制を図るため、ホームページや SNS 等で市民にプラスチック製品の使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなどの意識啓発を行います。

また、一斉清掃運動（530運動）のごみ袋に加え、燃やせるごみ等の指定袋にもバイオマスプラスチックの使用を検討し、プラスチック削減と温室効果ガスの削減を目指します。

ホームページや SNS を利用した使い捨てプラスチック削減の啓発

事業者のプラスチック削減の取組みの推進

バイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入

「バイオマスプラスチック」とは

バイオマスプラスチックは植物由来の資源を使用するプラスチックであり、トウモロコシやサトウキビなどを原料としていることから、収穫までの間に大気中の二酸化炭素を吸収しているため、焼却の際に排出される二酸化炭素の排出を抑制できるとされています。

(2)プラスチックの資源循環利用

プラスチック製容器包装類については、資源ごみとしての排出方法を周知徹底し、リサイクルを推進します。

不燃ごみとして排出される硬質プラスチックの一部は選別し、原料として資源化しています。

今後においては、リサイクルを推進するため、プラスチック製品を分別収集し、資源化します。

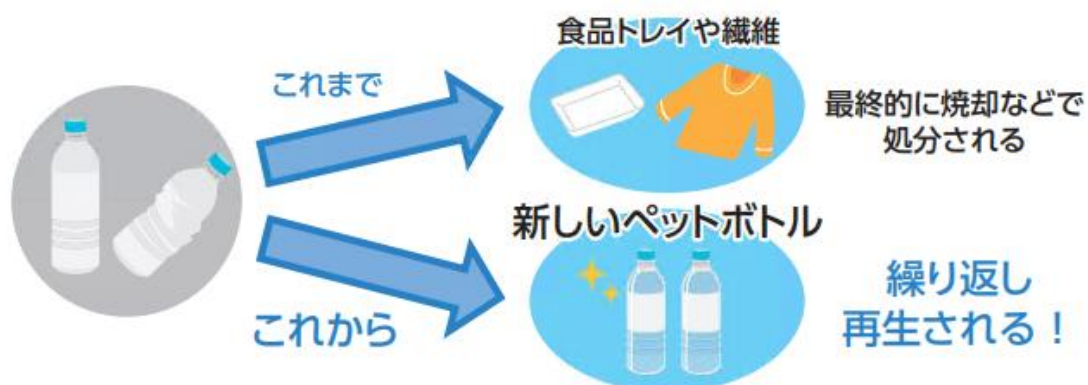
プラスチック製容器包装の分別徹底
小売店における店頭回収等、自主回収の促進
プラスチック製品のリサイクルの実施
ボトル to ボトルの推進

ペットボトルの「ボトル to ボトル」とは

製品を元の製品に再生する水平リサイクルで、ペットボトルを原料にして再びペットボトルにします。

これまでは、回収したペットボトルをペットボトル以外の別の製品にリサイクルしていたため、最終的には製品は焼却処分されていました。

ボトル to ボトルでは、同じペットボトルにリサイクルするため、より持続可能な資源の循環と、新たにペットボトルを製造することと比較して石油由来原料とCO₂排出量を削減することができます。



刈谷市ホームページより

基本方針3 安全で安定した適正処理体制の推進

廃棄物の処理・処分については、刈谷知立環境組合と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を推進します。台風や地震などの災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬・処理に努めます。

また、感染症拡大時においても、感染防止策を講じて、安定した清掃事業を実施します。

【関連する SDGs】



基本施策1 安全で効率的な収集・運搬の推進

(1) 効率的な収集運搬体制の整備

ごみの減量化を進め、これに応じた適正なごみ・資源物の収集運搬車両の配置や収集ルートを整備します。

収集業務サービスのレベル維持

実情に即した効率的な収集体制の整備

(2) ステーションにおける適正排出の徹底

各地区に依頼し、ごみステーションへの家庭ごみの適正排出を図ります。

カラスや猫によるごみの散乱を防止するため、カラスよけネットを購入し、地区役員や共同住宅管理者へ無料配布します。

地区によるごみ分別の徹底

カラスよけネットの配布

(3) 高齢者・障害者等へのごみの排出支援

ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者や障害者等を対象に、玄関前までごみの戸別収集をしています。

高齢者・障害者等へのごみの排出支援の体制強化

基本施策2 安定的な処理・処分の推進

(1)適正なごみ処理方法の継続

適正なごみ処理を行うため、刈谷知立環境組合及び民間業者との連携を図っています。今後も安定的な処理を継続していくため、施設の適正な維持管理を行います。

刈谷知立環境組合及び民間業者との連携

施設における適正な処理

(2)不燃物の選別処理の拡大

資源物の回収を向上させるため、第2不燃物埋立場隣接地で実施している不燃ごみや資源物の選別について、選別体制や選別処理方法等の効率化を検討します。

プラスチック類のリサイクル対象拡大

(3)最終処分場の安定的な維持管理

現在供用中の最終処分場は、埋立開始から用途廃止されるまでの間、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要となります。

今後も引き続き、法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるとともに、浸出水処理施設の安定的な運用を図ります。

最終処分場の適正な維持管理の継続

浸出水処理施設の安定的な運用

基本施策3 その他適正処理に関する施策

(1)ごみの散乱防止

市民と連携してごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを進めます。道路・河川・水路・公園等の美化を目的に清掃活動を行う市民のボランティア活動を支援します。

(2)ごみの不法投棄の監視

不法投棄防止策として、不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らしていくことも重要です。

このため、監視パトロールの強化やごみ散乱防止推進員との連携、郵便局との協定によるごみ不法投棄の情報提供により、不法投棄の監視を強化します。



(3)適正処理困難物に対する啓発の推進

消火器、タイヤ、ピアノ等、本市による収集・処理が困難なものについては、メーカーや販売店、専門業者による引取りを促進します。

(4)取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処理

収集車の火災事故の防止や市民の安全なごみ排出のため、スプレー缶、蛍光管、乾電池、ライター等について、市民により分かりやすく周知し、適切な回収・処理を実施します。

また、現在は回収していない充電式リチウムイオン電池などの発火性危険物の回収を検討します。

(5)災害廃棄物への備え

「刈谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、県内自治体等と協力体制を構築し、情報収集・連絡体制の整備を行います。

(6)感染症発生時の処理体制

感染症の拡大などの非常時において、清掃事業を継続するため、委託業者・許可業者、刈谷知立環境組合と連携し、対策を図ります。

第5節 食品ロス削減推進計画

1. 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題は、平成27年（2015年）の国際連合総会において採択された「持続可能な開発目標」いわゆるSDGsにおいても重要な課題と位置付けられています。

令和3年度（2021年度）の国の推計によると、日本では約523万tが食品ロスと試算されており、その内訳は、家庭系が47%（約244万t）、事業所由来が53%（約279万t）となっています。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらにはCO2排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、令和元年（2019年）10月に施行された食品ロス削減推進法では、市町村は市町村食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされました。食品ロス削減推進法に基づく国の食品ロス基本方針では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であると謳われています。

今回策定する「刈谷市食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、市民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

【関連するSDGs】

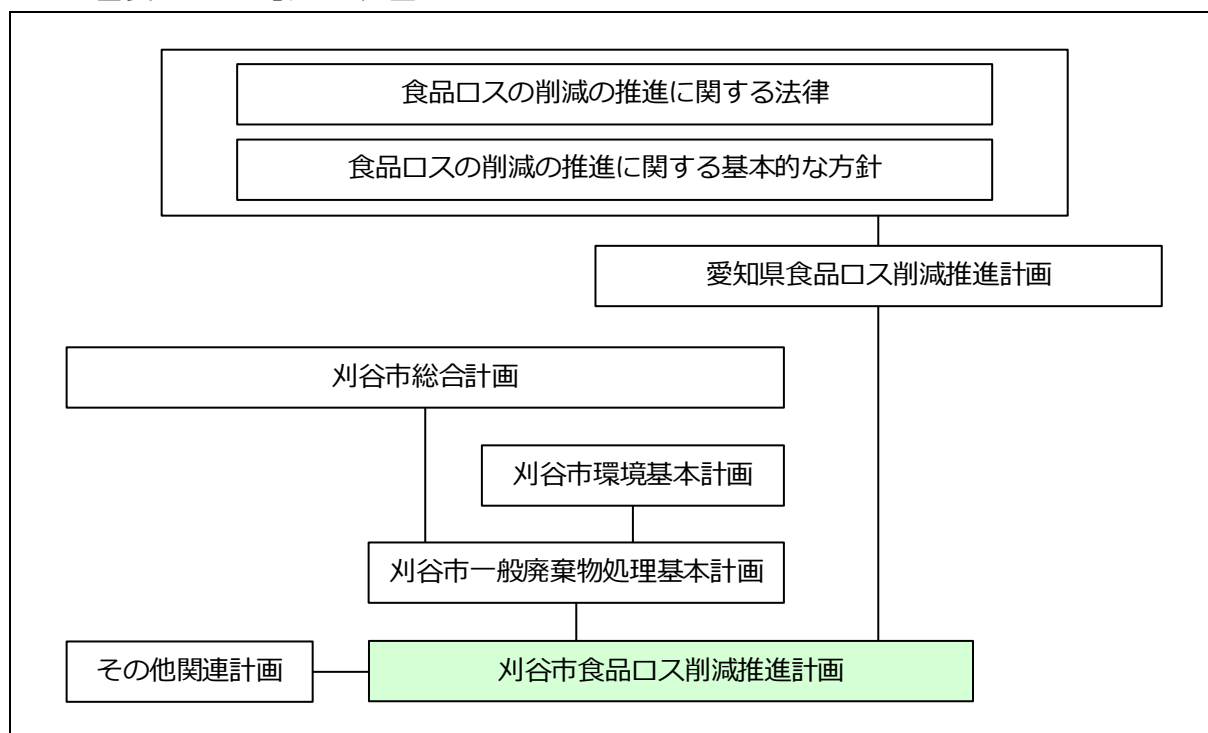


2. 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画と位置付けます。

関連法令、国の基本的方針及び令和 4 年（2022 年）2 月に策定された県食ロス計画（計画期間：2022～2026 年度）を踏まえつつ、総合計画、刈谷市環境基本計画、本計画その他関連計画との整合性を図り策定します。

◆図表 4-12 計画の位置づけ



3. 本市の食品ロスの状況

(1) 家庭系食品ロスの状況

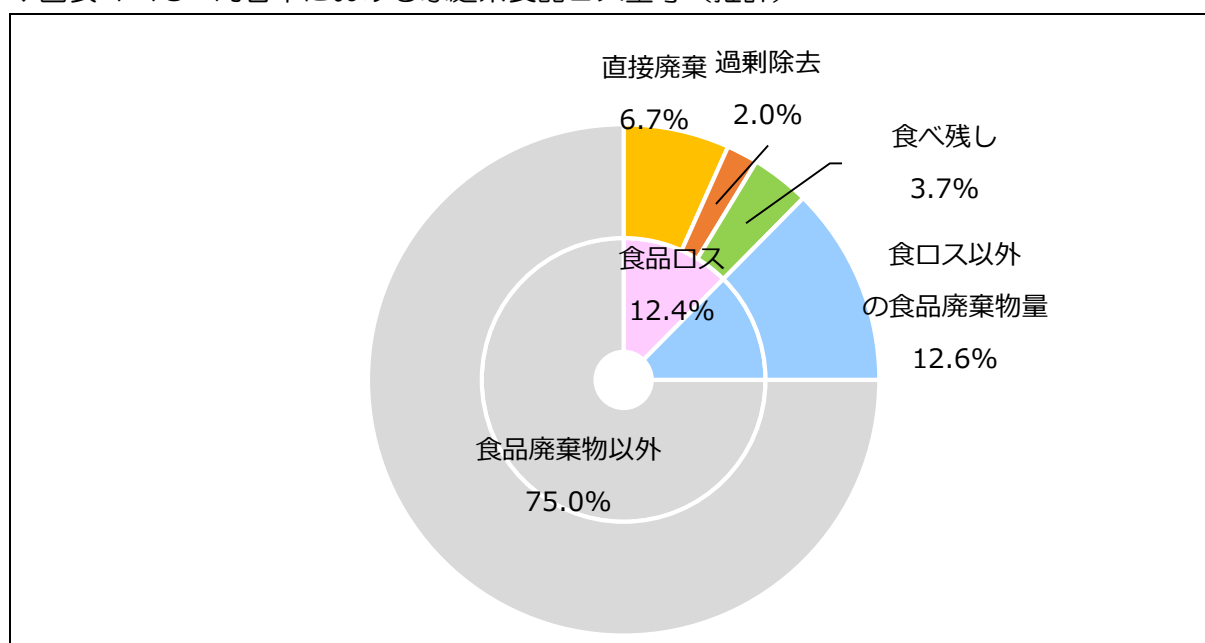
① 発生量

本市では、県が実施する家庭系燃やせるごみの開袋調査のモデル市として、令和4年(2022年)10月に、家庭系ごみにおける食品廃棄物量を把握するための組成分析調査を実施しました。

この分析調査では、家庭系燃やせるごみの食品廃棄物の割合は25%で、うち食品ロスが占める割合は12.4%となっています。

令和3年度(2021年度)の燃やせるごみ量の換算値では、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は約57gと推計されます。これは、全国平均(令和3年度(2021年度)推計値1人1日当たり約53g)と比較すると多い状況です。

◆図表 4-13 刈谷市における家庭系食品ロス量等(推計)



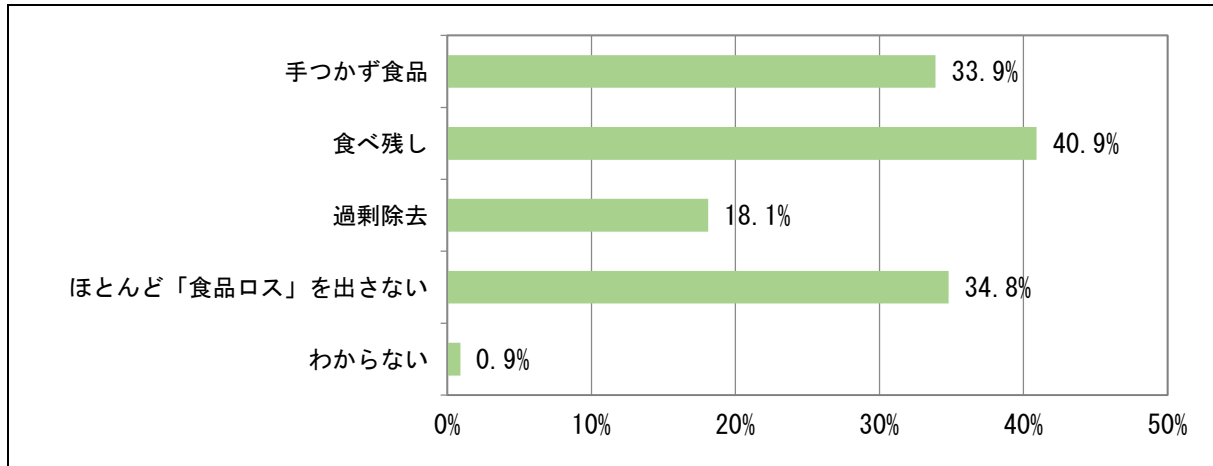
◆図表 4-14 刈谷市における家庭系食品ロス量等(2021年度推計)

項目	単位	食品廃棄物
直接廃棄	t	1,703
過剰除去	t	508
食べ残し	t	940
計	t	3,151

②アンケート調査結果

令和4年度（2022年度）に実施した市民アンケート調査結果では、家庭で発生する食品ロスは、「食べ残し」40.9%、「手つかず食品」33.9%、「過剰除去」18.1%となっています。「ほとんど「食品ロス」を出さない」は34.8%となっています。

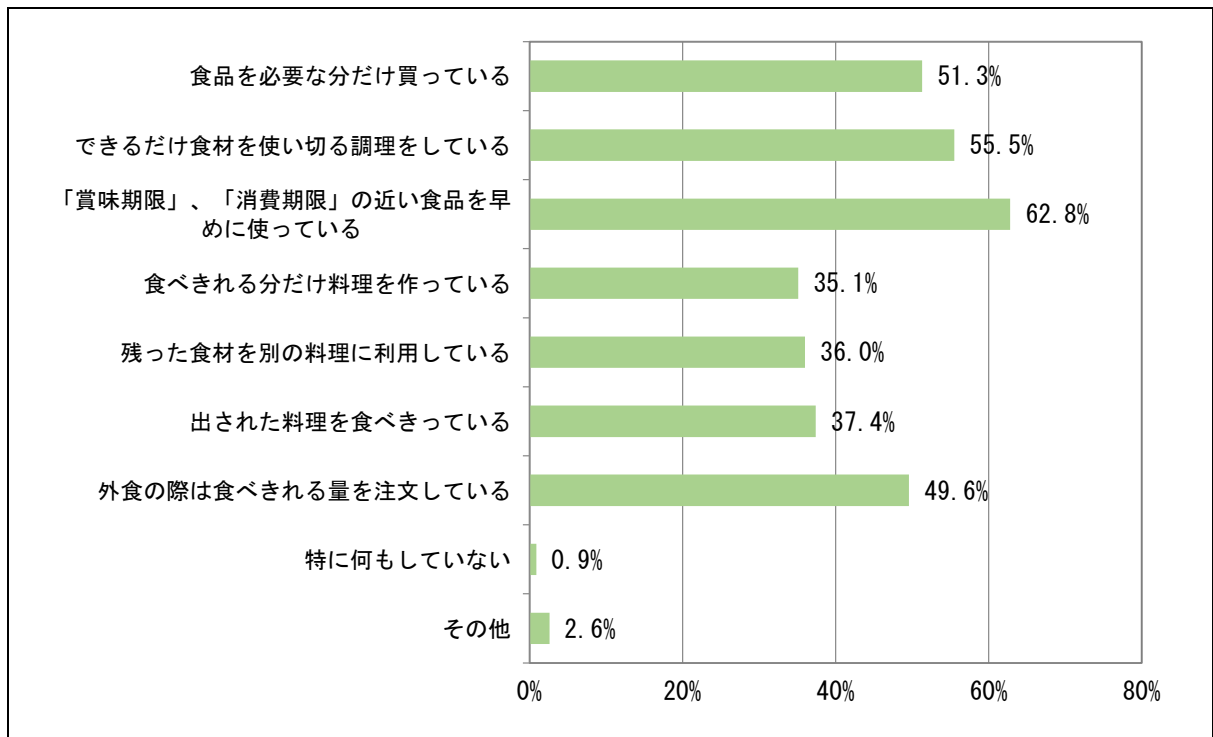
◆図表 4-15 食品ロスに関する市民アンケート調査結果（家庭で発生する食品ロス）



食品ロスを出さないためにふだん行っていることは、「賞味期限、消費期限の近い食品を早めに使っている」や「できるだけ食材を使い切る調理をしている」、「食品を必要な分だけ買っている」など直接廃棄を防止する回答が50%以上ありました。

また、「外食の際は食べきれぬ量を注文している」との食べ残し対策の回答が約50%ありました。

◆図表 4-16 食品ロスに関する市民アンケート調査結果（食品ロスを出さないための行動）



(2)事業系食品ロスの状況

県計画の推計より本市の事業系食品廃棄物の発生量は、令和元年度（2019年度）において10,581tと推計され、食品ロスは2,695tと推計されています。

◆図表 4-17 刈谷市における事業系食品ロス量等（2019年度推計）

項目	単位	食品廃棄物	食品ロス	食品廃棄物に占める食品ロス割合
食品製造業	t	5,647	577	10.2%
食品卸売業	t	0	0	-
食品小売業	t	1,433	737	51.4%
外食産業	t	3,501	1,382	39.5%
食品産業計	t	10,581	2,695	25.5%

資料：農林水産省・2020年度「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」
愛知県・2020年度及び2021年度「事業系食品ロス量調査業務」

4. 食品ロスの目標

(1)食品ロス発生量の削減

食品ロス量の削減については、国の目標値では、家庭系食品ロスは、「第四次循環計画」、事業系食品ロスは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、それぞれ平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を半減させることとしています。

本市も国の目標を踏まえ、令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を平成12年度（2000年度）比で半減を目指したうえで、令和17年度（2035年度）の食品ロス量の目標量を、家庭系食品ロス量2,459 t、事業系食品ロス量2,095 tと設定し、取組みを推進します。

◆図表 4-18 食品ロスの削減目標

項目	年度	単位	国の基準年度	国の目標年度	市の目標年度
			2000	2030	2035
家庭系食品ロス量 (推計)		t	5,600 (116g)	2,800 (58g)	2,459 (43g)
事業系食品ロス量 (推計)		t	4,770	2,385	2,095

注) 事業系食品ロス量には、産業廃棄物である食品製造業からの排出量を含む。

() は 1人1日当たり食品ロス量

(2)市民意識の醸成

この計画では、令和4年度（2022年度）に実施した市民アンケート調査における「ほとんど食品ロスを出さない」市民の割合について、令和17年度（2035年度）には50%を目指します。

5. 各主体の役割と行動

(1)市民

市民は食品ロス削減の重要性を理解するとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスの把握に努め、食品ロスを削減するために一人ひとりが実施できることを考え行動に移すことが重要な役割となります。

- ・ 期限間近商品の優先購入や食材を使い切る。
- ・ 食べきりなど、身近な食品ロス削減のための行動を実践する。
- ・ 食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・ 事業者や行政が行う食品ロス削減のための取組の理解・協力を努める。

(2)事業者

事業者はサプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について、理解を深めるとともに、食品リサイクル法に基づいた食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動において食品ロスの削減につながる取組みを実践することが重要な役割となります。

- ・ 食品ロスの状況と、その削減の必要性についての理解を深める。
- ・ 消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を行い、社会全体で食品ロス削減が推進されるよう努める。
- ・ 未利用食品を提供するための活動とその役割を理解し、積極的にフードバンク等へ未利用食品の提供を行う。
- ・ 本市が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力する。

(3)行政

本市として食品ロスを削減するために、市民、事業者に対して役割の認識や行動を実践してもらえるように周知・啓発を行い、関連施策を積極的に実践することが重要な役割となります。

- ・ 普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施する。
- ・ 自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践する。
- ・ 消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援する。

6. 食品ロス削減に向けた取組み

(1)消費者や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、「出前講座」や「環境学習」などを活用し、学校や地域等において、食品ロス削減の重要性やエシカル消費（倫理的消費）についての理解と関心を高めます。

また、国が展開している食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」や「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等の取組みを参考にしながら活用に努め、宴会時の食べ残しを減らすため、開始後30分間と終了前10分間は食事をする時間を設ける「3010運動」等を推進します。

本市では、「『食』を楽しもう！刈谷『食』はみんなの笑顔をつくる！」を基本理念とし、食育推進計画を策定しています。食に関する知識を得るほか、食に対する感謝の念を深めることで、持続可能な食の循環を含めた食育の推進とも連携を図り、食品ロスの削減に努めます。

エシカル消費(倫理的消費)とは

より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境に配慮した消費行動をいいます。

「NO-FOODLOSS PROJECT」とは

食品ロス削減に向けてフードチェーン全体で取り組んでいくための、農林水産省が主導し官民が一体となり連携して展開する国民運動です。



「3010運動」とは

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。
<乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、
<お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

職場や知人との宴会から始めていただき、一人ひとりが「もったいない」を心がけ、宴会を美味しく楽しみましょう。



(2)食品関連事業者等に対する支援

食品ロスを発生する可能性の高い「卸売業・小売業」、「飲食サービス業、宿泊業」及び「医療、福祉」などの事業者に対して、食品ロス削減により、ごみ処理コストが削減されることや、温室効果ガス削減などの環境負荷の低減につながることで、これらの取組みが企業価値を高めること等を積極的に啓発します。

小売店においては、「ばら売り、量り売り、割引による販売等」を推進し、消費者が必要なものを必要な分だけ購入できる仕組みや、期限間近の食品を割引販売し、店舗としての食品廃棄物の削減に努めるように啓発します。

(3)未利用食品を提供するための活動の推進

家庭において発生する賞味期限間近の食品や、事業所等において発生する余剰在庫等の食品を、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、市民、関係団体・事業者が連携して、未利用食品の有効活用を推進します。

本市では賞味期限が近づいた災害備蓄食・飲料水は、フードドライブ等を活用し、必要とする人へ提供する取組みも推進します。

(4)実態把握及び情報収集

家庭系食品ロスの発生量に関する実態調査や、市民・事業者へのアンケート調査等を適宜実施し、市民の食品ロス削減への取組状況等の把握に努めるとともに、先進自治体の食品ロスの削減に向けた取組事例の情報収集に努め、新たな施策の検討を行います。

(5)食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組みを進めた上で、不可食部などのどうしても発生してしまう食品廃棄物については、飼料化、肥料化等の再生利用を促進します。

(6)関係機関との連携

市内における食品ロス削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、本市としての課題や取組みについて検討を行います。

また、県内の市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」や、全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ引き続き参加し、関係機関との連携を図ります。



第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項

1. 刈谷知立環境組合クリーンセンター

本市では、クリーンセンターにて可燃ごみの焼却処理と粗大ごみの破碎処理を行っています。

刈谷知立環境組合では、令和14年度（2032年度）から令和17年度（2035年度）にかけて、施設の延命化を図るべくクリーンセンターの燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却処理施設を構成する重要な設備や機器を更新する大規模な基幹改良工事を実施する予定です。

引き続き、刈谷知立環境組合と連携して、安定的かつ効率的なごみ処理施設の運営に協力していきます。

第5章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理のフロー

1.処理フロー

本市における生活排水の処理の流れは、以下に示すとおりです。

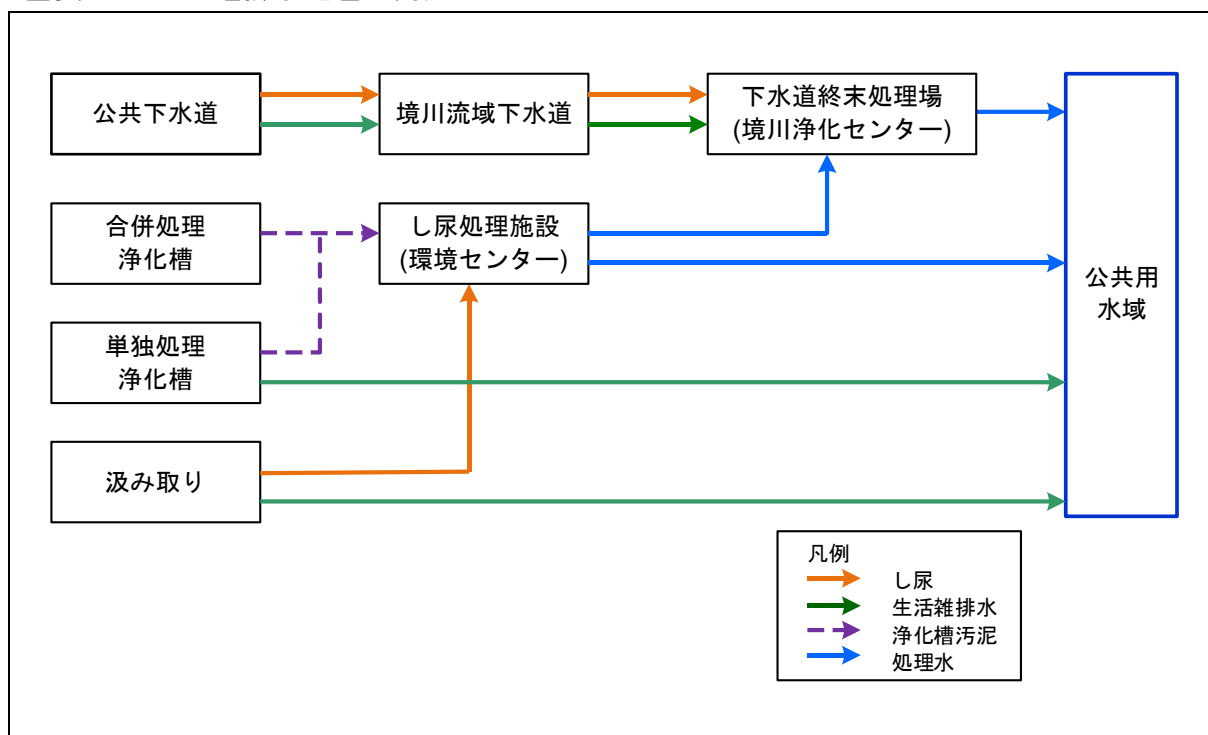
公共下水道接続世帯のし尿と生活雑排水は、境川流域下水道の境川浄化センターで処理しています。

合併処理浄化槽設置世帯のし尿と生活雑排水は浄化槽で処理され、浄化槽汚泥は環境センターで処理しています。

単独処理浄化槽設置世帯では、し尿のみ浄化槽で処理され、浄化槽汚泥を環境センターで処理しています。

汲み取り世帯については、し尿のみ環境センターで処理しています。

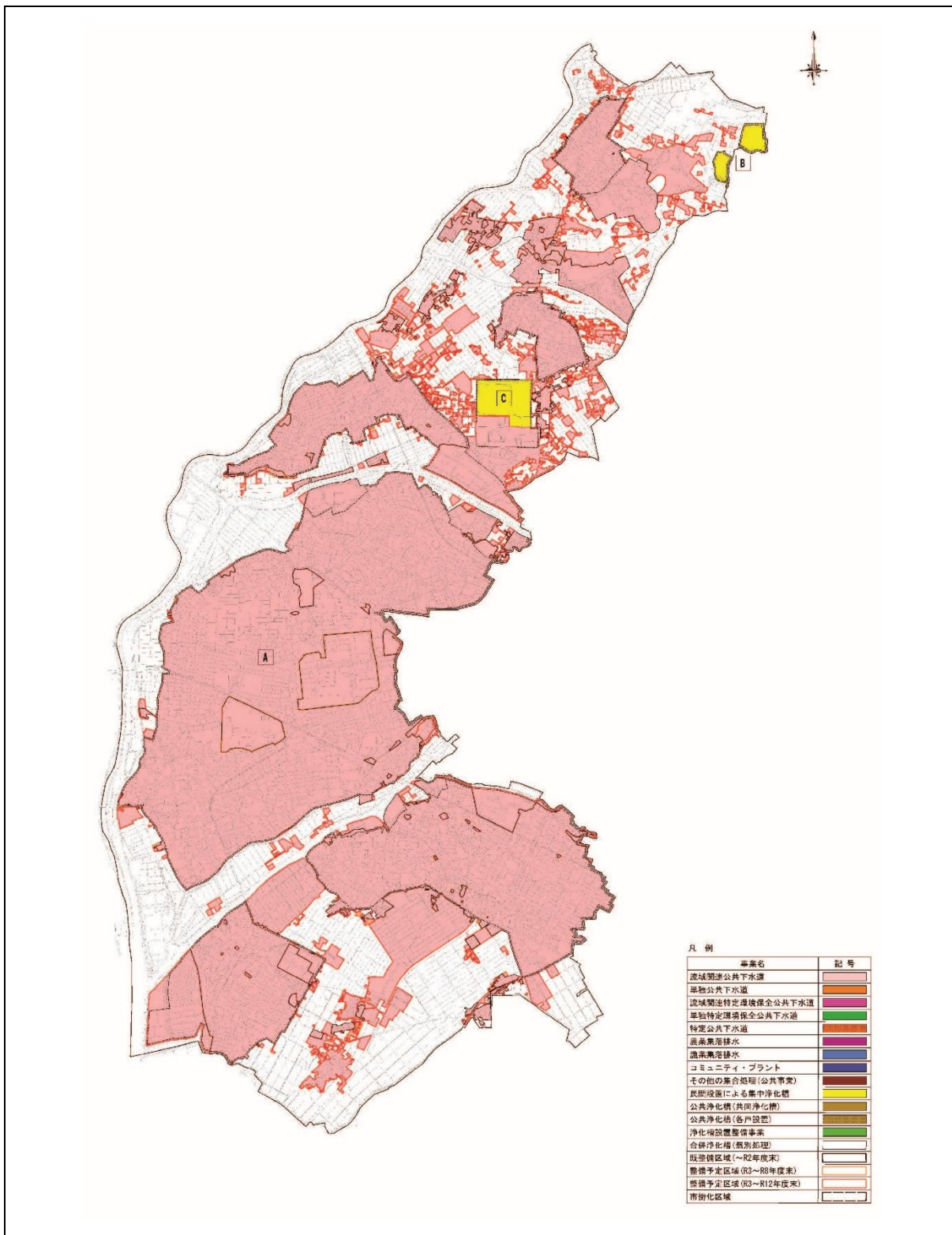
◆図表 5-1 生活排水処理の流れ



2. 処理区域

本市における処理区域は下に示すとおりです。

◆図表 5-2 生活排水処理区域



資料：本市資料「市污水適正処理構想 構想図(最終像)」

第2節 生活排水処理体制

1.処理形態別の概要

(1)公共下水道

本市では単独公共下水道として下水道事業を始めましたが、昭和49年（1974年）から境川流域関連刈谷市公共下水道として事業を進めることとなりました。

境川流域関連刈谷市公共下水道は、令和12年度（2030年度）を目標に、基本計画人口は156,743人、計画処理区域面積は3,209.1haとなっています。

本市公共下水道の整備状況は図表5-3のとおりです。

◆図表5-3 境川流域関連刈谷市公共下水道整備状況

項目	概要
行政区域内人口	152,428人（令和4年度（2022年度）末現在）
処理区域人口	142,646人（下水道普及率93.6%）
水洗化人口	131,711人（水洗化率92.3%）
処理区域面積	3,209.1ha(基本計画)、2,504.1ha(下水道法事業計画)
供用開始面積	2,259.0ha

資料：「市公共下水道事業概要」（令和5年（2023年）3月31日）

(2)浄化槽

本市では、下水道事業計画等の区域外における汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しており、合併処理浄化槽への転換が進んでいます。

浄化槽（合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽）の設置状況は図表5-4のとおりです。

◆図表5-4 浄化槽設置状況

項目	年度	単位	年度					
			2016	2017	2018	2019	2020	2021
単独処理浄化槽		基	10,944	10,825	10,765	10,703	10,662	10,629
合併処理浄化槽		基	2,744	2,897	2,930	2,973	3,035	3,084
合計		基	13,688	13,722	13,695	13,676	13,697	13,713

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処理体制

本市で排出されるし尿は委託業者に、浄化槽汚泥は許可業者によって収集・運搬されています。

◆図表 5-5 収集・運搬体制

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	収集・運搬	収集・運搬
形態	委託	許可

本市のし尿処理施設の概要は図表 5-6 に示すとおりです。

環境センターでは、収集したし尿と浄化槽汚泥の処理を行っており、処理水の一部を希釈して下水道排除基準※に適合した水質で下水道に投入するほか、高度処理をしたうえで河川に放流しています。施設運営については、民間業者に委託しています。

◆図表 5-6 環境センターの概要

項目	概要
施設名称	刈谷市環境センター
所在地	刈谷市逢妻町 2 丁目 26 番地 2
処理対象	し尿、浄化槽汚泥
供用開始	平成 16 年（2004 年）4 月
処理方式	し尿処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 下水投入：前処理・固液分離処理方式
処理能力	し尿処理：60 kL/日（し尿 5 kL/日、浄化槽汚泥 55 kL/日） 下水投入：40 kL/日（し尿 10 kL/日、浄化槽汚泥 30 kL/日）

※刈谷市下水道条例（抜粋）

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第 10 条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

第3節 生活排水処理の実績

1. 生活排水処理形態別人口

本市の令和3年度（2021年度）における生活排水処理形態別人口は、水洗化・生活雑排水処理人口では下水道接続人口 131,026 人（85.8%）、合併処理浄化槽人口 9,845 人（6.4%）です。

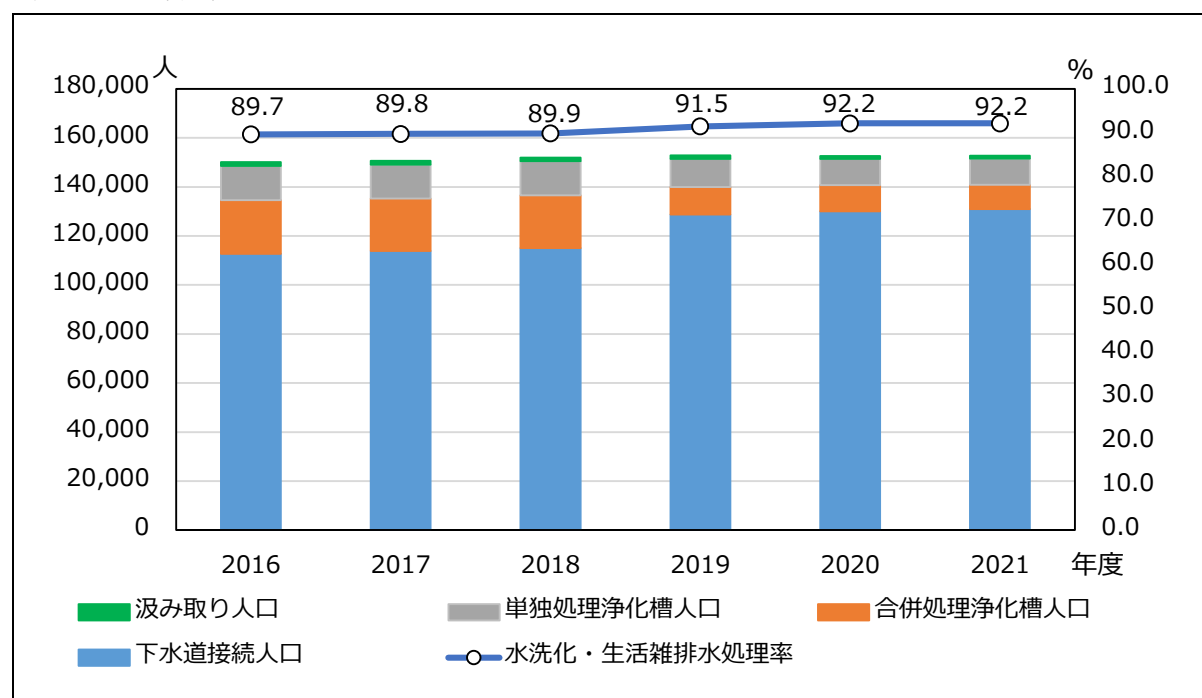
一方で、水洗化・生活雑排水未処理人口は汲み取り 1,195 人（0.18%）、単独処理浄化槽人口は 10,685 人（7.0%）です。

平成28年度（2016年度）と比較すると非水洗化人口（汲み取り）は減少し、下水道接続人口が増加しています。

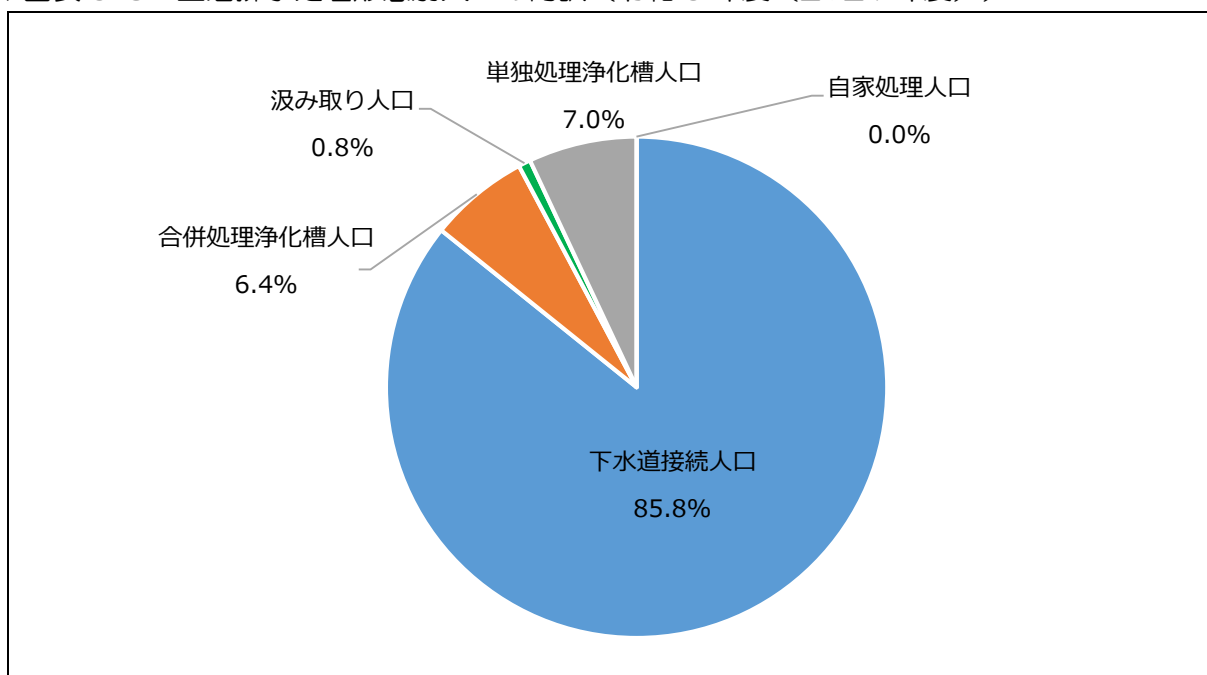
◆図表 5-7 生活排水処理形態別人口の推移

項目	年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
人口		人	150,135	150,617	151,981	152,823	152,673	152,751
水洗化・生活雑排水処理人口	下水道接続人口	人	134,620	135,307	136,626	139,908	140,718	140,871
		人	112,761	113,824	115,010	128,807	130,061	131,026
		人	21,859	21,483	21,616	11,101	10,657	9,845
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	13,902	13,732	13,888	11,515	10,685	10,685	
非水洗化人口（汲み取り）	人	1,613	1,578	1,467	1,400	1,270	1,195	
水洗化・生活雑排水処理率	%		89.7	89.8	89.9	91.5	92.2	92.2

注）人口は各年度末人口



◆図表 5-8 生活排水処理形態別人口の内訳（令和 3 年度（2021 年度））



2. し尿及び浄化槽汚泥排出量

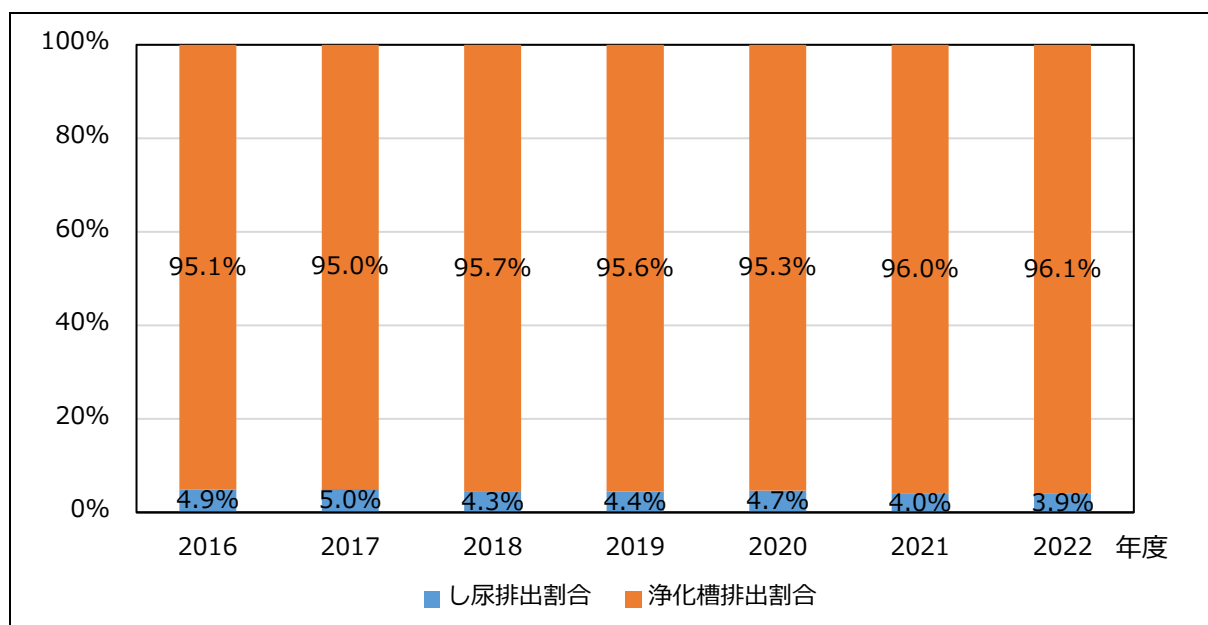
本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量は、減少傾向にあり、令和3年度(2021年度)においてし尿が828kL、浄化槽汚泥が19,289kL、合計で20,117kLです。

また、各年度におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の割合は、し尿が約4%に対し、浄化槽汚泥が約96%となっています。これは民間企業が設置する規模の大きな浄化槽からの汚泥が搬入されるためです。

なお、し尿、浄化槽汚泥とともに、全体の4割を下水道に投入しています。

◆図表5-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量

項目	年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
し尿 排出量 (kL)		1,118	1,107	1,004	972	981	828
し尿処理施設処理分(kL)		671	664	602	583	589	497
下水道投入分(kL)		447	443	402	389	392	331
し尿 原単位 (L/人日)		1.90	1.92	1.87	1.90	2.12	1.90
浄化槽汚泥 排出量 (kL)		21,660	21,002	22,090	20,964	20,037	19,289
し尿処理施設処理分(kL)		13,003	12,642	13,254	12,578	12,022	11,573
下水道投入分(kL)		8,669	8,428	8,836	8,386	8,015	7,716
浄化槽汚泥原単位 (L/人日)		1.66	1.63	1.70	2.53	2.57	2.57
排出量 (し尿+浄化槽汚泥) 合計(kL)		22,778	22,109	23,094	21,936	21,018	20,117
し尿 割合 (%)		4.9	5.0	4.3	4.4	4.7	4.1
浄化槽汚泥 割合 (%)		95.1	95.0	95.7	95.6	95.3	95.9
処理残渣量 (t)		189	204	180	168	109	143
処理残渣焼却量 (t)		148	137	143	134	136	114



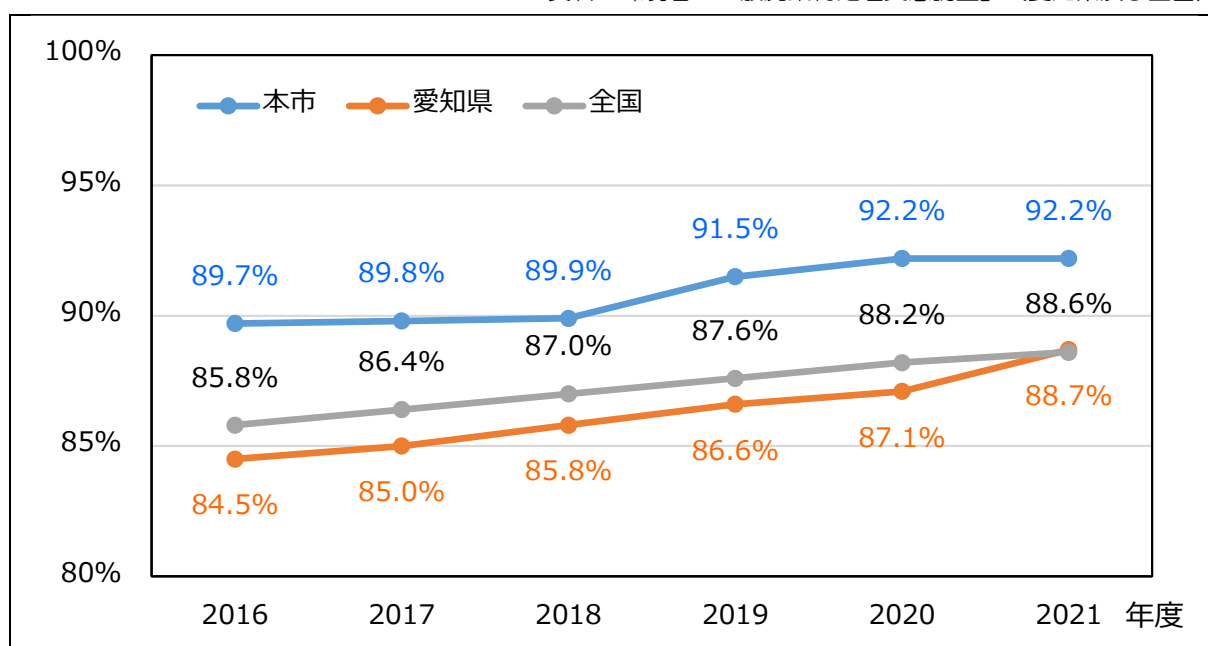
3. 汚水衛生処理率の比較

本市の汚水衛生処理率は令和3年度（2021年度）で比較しても92.2%で、下水道及び合併処理浄化槽への転換が進み、全国平均88.2%及び県平均87.1%より高い普及率となっています。

◆図表 5-10 汚水衛生処理率の比較

項目	年度	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
本市		%	89.7	89.8	89.9	91.5	92.2	92.2
愛知県		%	84.5	85.0	85.8	86.6	87.1	88.7
全国		%	85.8	86.4	87.0	87.6	88.2	88.6

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（愛知県及び全国）



注) 汚水衛生処理率：下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合
 本市における汚水衛生処理率＝（下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口）／人口

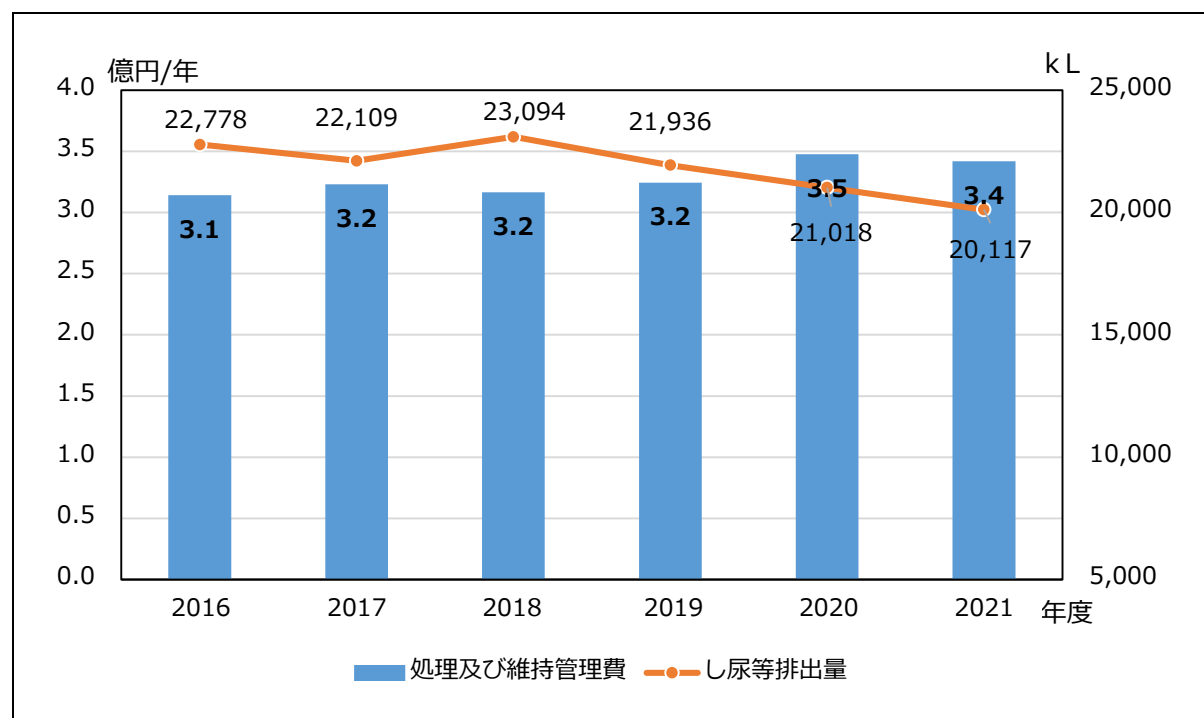
4. 処理経費

本市のし尿等排出量は年々減少しているものの、令和3年度（2021年度）の1kL当たりの処理経費は上昇傾向にあります。

◆図表 5-11 し尿等処理経費

項目		年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
し尿等排出量	(kL/年)	a	22,778	22,109	23,094	21,936	21,018	20,117
処理及び維持管理費	(千円)	b	314,074	322,948	316,600	324,413	347,600	341,963
1kL 当たり処理経費	(円/kL)	b/a	13,788	14,607	13,709	14,789	16,538	16,999

※建設費・改良費は含まない。



第4節 生活排水に関する課題

本市における生活排水処理の現状や関連するその他の事項について整理した結果、今後の生活排水処理における課題は次のとおりです。

(1)水環境保全に対する市民意識の向上

本市の汚水衛生処理率（令和3年度（2021年度）末：92.2%）は、高い状況です。

非水洗化人口、単独処理浄化槽人口は合計で11,880人（7.8%）であり、公共用水域への汚濁負荷を低減させるためには、公共下水道への接続及び合併浄化槽の設置の促進について啓発するとともに、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃等の維持管理についても、使用者に周知していく必要があります。

(2)適正及び安定的な処理の継続

環境センターは、平成16年（2004年）から供用を開始しており、施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、し尿、浄化槽汚泥ともに処理量が減少傾向にある中、今後も安定的かつ効率的に処理するため、設備機器等の計画的な補修及び更新を行い、施設の供用期間に応じた適正な維持管理を継続する必要があります。

第6章 生活排水処理計画

第1節 生活排水処理の目標

1. 生活排水処理に関する基本方針

本市では、これまでの生活排水処理対策の啓発により汚水衛生処理率は92.2%の水準を達成しています。

今後も引き続き生活排水を適正に処理するために、市民や事業者に対して水洗化の普及・啓発していくものとします。

なお、生活排水処理に関する基本方針は、以下に示すとおりです。

◆図表 6-1 生活排水処理の基本方針

基本方針 1 生活排水処理の推進

市民の生活排水処理対策への啓発活動の強化と水洗化の普及・啓発します。
公共下水道整備状況を考慮し、合併処理浄化槽の普及・促進をします。



基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

浄化槽清掃業許可業者による定期的な浄化槽清掃を市民へ周知し、浄化槽を適正管理します。

し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制を構築します。



2. 処理の目標

本市の令和3年度（2021年度）汚水衛生処理率は92.2%と、全国平均88.6%（令和3年度（2021年度））と比較して高いレベルです。

しかし、し尿収集世帯や単独浄化槽設置世帯から未処理で排出される生活雑排水も残るため、引き続き生活排水処理を推進し、最終的には汚水衛生処理率100%を目指します。

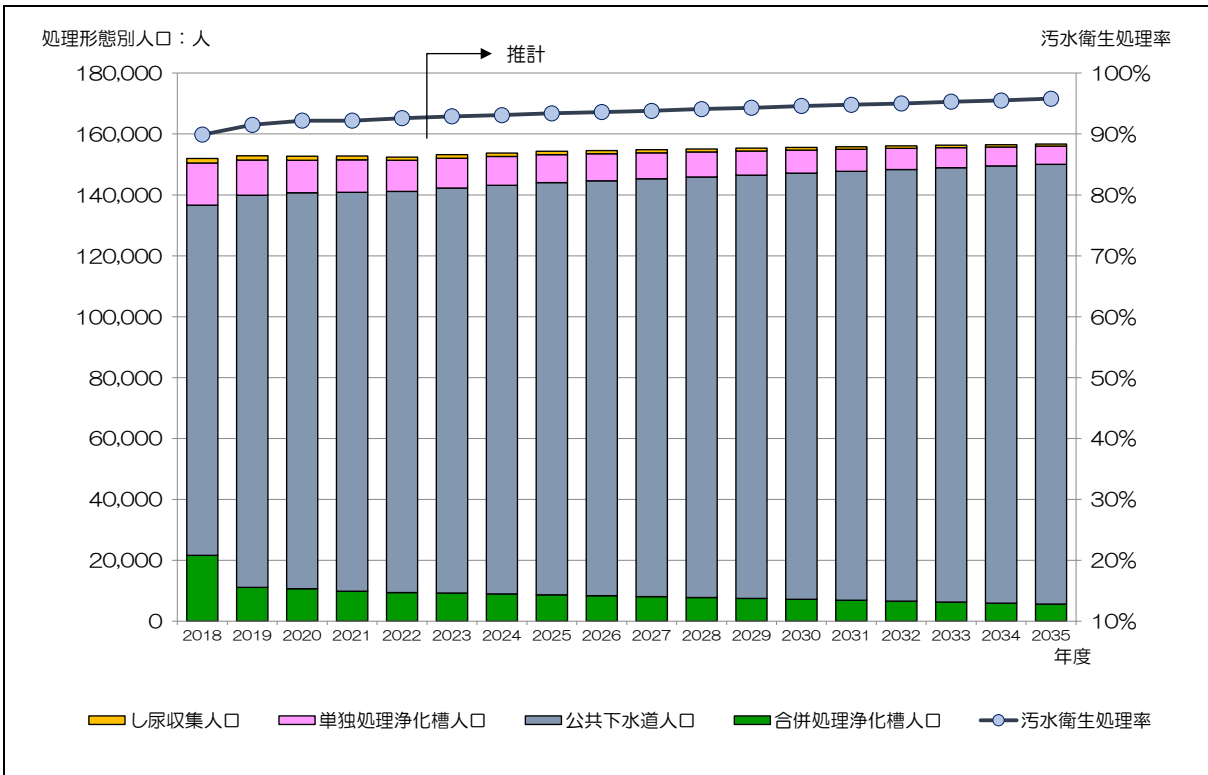
なお、本計画の数値目標年度である令和17年度（2035年度）の汚水衛生処理率は、95.8%とします。

◆図表 6-2 生活排水処理の目標

項目	年度	単位	2021年度 (基準年度)	2035年度 (数値目標年度)
人口		人	152,751	156,700
水洗化・生活雑排水処理人口		人	140,871	150,055
	下水道接続人口	人	131,026	144,395
	合併処理浄化槽人口	人	9,845	5,660
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		人	10,685	5,956
非水洗化人口(汲み取り)		人	1,195	689
汚水衛生処理率		%	92.2	95.8

注) 汚水衛生処理率 = (下水道接続人口 + 合併処理浄化槽人口) / 人口

◆図表 6-3 生活排水処理人口の将来見込み



第2節 生活排水処理施設の整備

1. 生活排水処理施設の整備

(1) 公共下水道

本市の下水道は、7市2町の区域にわたる流域内から発生する下水を効率的に集め処理する県の施設である、境川浄化センターに接続しています。

市街化区域の公共下水道整備事業は、概ね完了しており、今後は啓発等により下水道接続人口の増加を促進します。

◆図表 6-4 流域下水道施設の概要（令和4年（2022年）4月現在）

施設名	境川浄化センター
供用開始	平成元年（1989年）4月1日
処理区域面積	9,037ha
処理区域内人口	572,383人
対象市町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町
処理能力	日最大 203,600 m ³
施設概要	所在地：刈谷市衣崎町2-20 敷地面積：32.3ha 処理方法：凝集剤添加硝化脱窒法

資料：愛知の下水道（資料編）

(2) 合併処理浄化槽

公共下水道区域以外の生活排水処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、し尿収集世帯）に対し合併処理浄化槽への転換を図るため、「刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助制度」により、浄化槽設置者への補助を行います。

合併処理浄化槽の設置についての広報を行うとともに、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

2. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

公共下水道への切替等とし尿収集人口や単独処理浄化槽人口は減少し、それに伴いし尿及び浄化槽汚泥排出量も減少することが見込まれます。

◆図表 6-5 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

項目	年度	単位	2021年度 (基準年度)	2035年度 (数値目標年度)
し尿		kL	824	675
内訳	常設	kL	459	288
	仮設	kL	365	387
浄化槽汚泥		kL	19,261	10,983
合計		kL	20,085	11,658

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理

1. 収集・運搬計画

本市では、し尿の収集・運搬は委託業者、浄化槽の清掃及び汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。

し尿や浄化槽汚泥は、年々減少することを考慮し、今後も引き続き委託業者・許可業者による計画的かつ効率的な収集・運搬を行うものとします。

◆図表 6-6 くみ取り手数料

区 分	金 額
定額制	1 世帯 世帯割 (275 円) + 人頭割 (295 円×くみ取り人数) ※便槽が小さく 2 回目をくみ取った場合は 702 円
従量制	1 回 基本料金 (275 円) + くみ取り量 (295 円/36L) ※仮設トイレは基本料金が 1,000 円

資料：刈谷市ホームページ（し尿くみ取りの申請）

2. 中間・最終処分計画

市内で収集したし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（環境センター）へ運搬され、脱水処理後はし渣物と一緒に焼却処理し、焼却灰は埋立処分をします。

脱水処理中に発生する処理水は、希釈処理を行い下水道に投入もしくは高度処理を行い河川に放流します。

環境センターの焼却炉の老朽化に伴い、民間業者の活用も含め今後も安定かつ適正にし尿及び浄化槽汚泥を処分します。

また、し尿処理施設の定期検査と計画的な補修を実施していきます。

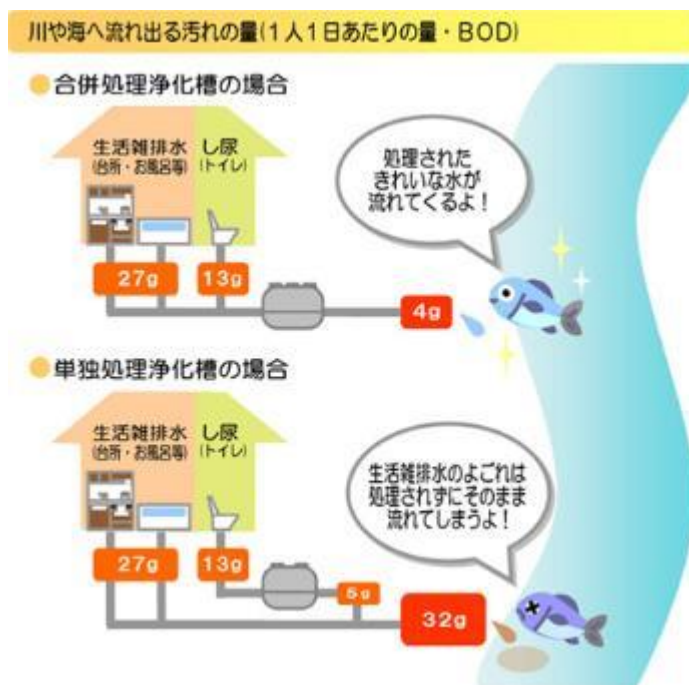
第4節 生活排水処理対策の普及・啓発

公共下水道の整備地区では未接続の家庭等に対し早期の接続を、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を広報等により啓発し、水洗化の普及を推進します。

浄化槽の本来の機能を十分に発揮するため、浄化槽を使用・管理する方（浄化槽管理者）が責任を持って保守点検・清掃・法定検査といった維持管理を実施することを周知します。

合併処理浄化槽の機能

- ✦ 浄化槽は、微生物の働きにより、汚れた水をきれいにして、水路や河川に流すための設備です。
- ✦ 浄化槽の中でも、生活排水（台所や風呂、洗濯などの排水）と、し尿（トイレの排水）を併せて処理する浄化槽を「合併処理浄化槽」、一方、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といいます。合併浄化槽は、単独浄化槽に比べ汚れを 1/8 に減らすことができます。
- ✦ 海や川などの水質汚濁を防止し、わたしたちの身近な生活環境をより良いものにするために、市では合併処理浄化槽を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付します。



資料：刈谷市ホームページ（合併処理浄化槽設置整備事業補助制度）

家庭でできる生活排水対策

台所では

食べ残し、飲み残しを減らす



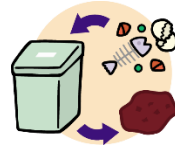
- ・食べ残し、飲み残しをしないように心がけましょう。
- ・料理は食べられる分だけ作り、捨てることのないように心がけましょう。
- ・調味料やドレッシング、マヨネーズなどのかけすぎにも注意しましょう。

汚れのもとを流さない工夫を



- ・流しの排水口には水きりネットをつけましょう。
- ・食器についたよごれはスクレイパーやゴムベラで取り除いたり、キッチンペーパーなどでふき取ったりしてから洗うなどして、なるべく排水口に流さないよう工夫しましょう。
- ・油は、できるだけ使いきるようにしましょう。

捨てるなんてもったいない！
～「調理くず」「米のとぎ汁」の有効活用～



- ・米のとぎ汁は、庭や畑にまきましょ。適量ならば、植物の栄養分として活用できます。
- ・調理くずとして捨ててしまいがちな野菜の皮などを料理したり、鍋やフライパンをなるべく汚さないように工夫するエコクッキングに挑戦してみましょう。水のよごれだけでなくエネルギーの節約やごみの削減にもつながりますよ。
- ・やむを得ず出てしまった調理くずなどは、堆肥化すれば庭や畑の肥料にすることもできます。
- ・専用の排水処理システムが付いていないディスポージャー（生ごみ粉碎機）は台所の生ごみをそのまま排水管に流すことになるので、使わないようにしましょう。

洗濯やお風呂では

洗剤は正しく量って使う



- ・洗剤やシャンプーは、使用上の注意をよく読んで、正しく量って使しましょう。

トイレでは

トイレットペーパーは適量を使う



- ・紙おむつ、衛生用品などはトイレに流さないようにしましょう。
- ・トイレットペーパーの使いすぎに注意しましょう。

家のまわりでは

地域の水は地域で守る
(身近な水辺をきれいに)

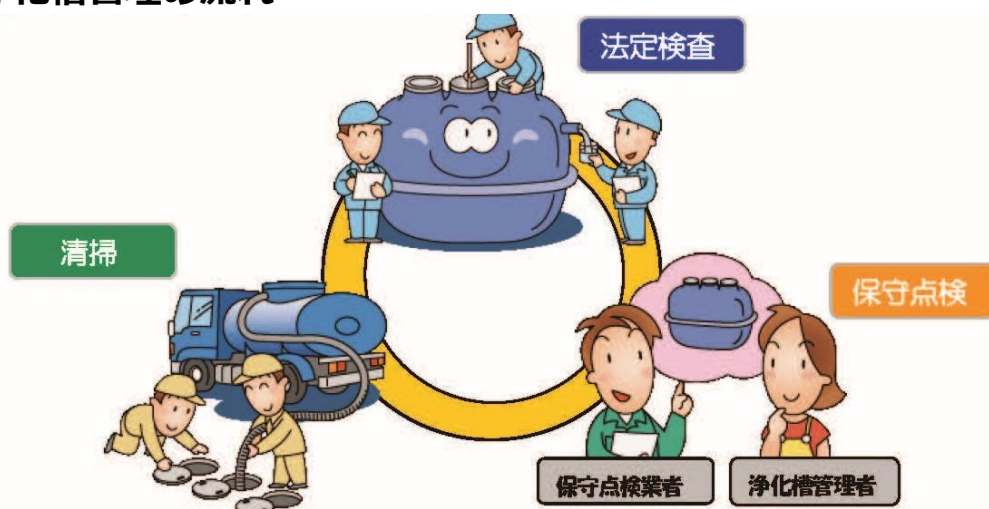


- ・側溝や排水路は汚泥がたまと流れが悪くなったり、悪臭を放つことがあります。自治会や町内会など、地域ぐるみで定期的に清掃を行いましょ。

資料：愛知県「あいちの環境」やってみよう！わたしたちにできること

浄化槽の維持管理の実施

① 浄化槽管理の流れ



法定検査

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査です。知事が指定した検査機関に検査を依頼してください。

保守点検

浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・修理や消毒薬の補充等を行います。知事の登録を受けた保守点検業者に委託することができます。

清掃

浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。市町村長の許可を受けた清掃業者に委託します。

② 法定検査

- 法定検査は、県知事の指定した検査機関が実施します。
- 「浄化槽法第7条に基づく検査（7条検査）」・浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受ける検査で、浄化槽の設置工事が適正に行われ浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します。
- 「浄化槽法第11条に基づく検査（11条検査）」・毎年1回定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ機能が十分発揮されているかどうかを検査します。

③ 保守点検

- 法定検査は、県知事の登録を受けた保守点検業者が実施します。
- 浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・消毒薬の補充等を行います。概ね4か月に1回以上実施してください。

④ 清 掃

- 市の許可を受けた清掃業者に委託し、浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。1年間に1回以上実施してください。

⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

資料：愛知県ホームページ「啓発パンフレット・チラシ（浄化槽関係）」